

○地域森林計画の樹立・変更について

【地域森林計画の位置づけ】

地域森林計画は、国が定める全国森林計画に即して都道府県が森林法第 5 条に基づき樹立する 10 年計画。

【計画区域と計画期間】

滋賀県は全国森林計画の淀川流域に属し、湖南森林計画区と湖北森林計画区の 2 計画区に分かれる。

湖南森林計画区は大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、近江八幡石、東近江市、日野町、竜王町の 9 市 2 町、湖北森林計画区域は彦根市、長浜市、米原市、高島市、甲良町、豊郷町※、愛荘町、甲良町、多賀町の 4 市 4 町（※豊郷町は地域森林計画対象森林が無い）となっている。

なお、滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 1 項の規定により指定される水源森林地域は、水源森林地域の保全に関する基本方針の中で「水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるもの」とされている。そのため、今回の審議は滋賀県水源森林地域保全条例第 6 条第 2 項での滋賀県森林審議会の意見聴取も兼ねる。

○湖北地域森林計画の樹立

（計画期間 令和元年 12 月樹立 令和 2 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

前計画との変更点

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

（1）滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方（2）自然的背景、（3）社会的背景の 3 つに分け図表等を取り入れ前版的な改定を行った。

2 前計画の実行結果の概要およびその評価について

平成 27 年～令和元年度の実行結果について実績量および伐採照査等の調査結果より記載、評価を行った。

3 計画樹立にあたっての基本的な考え方（P 6、P 7）

記述内容	変更前	
		<p>計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、</p> <p>（中略）</p> <p>また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっているが、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生さん可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。</p>

	変更後	<p>計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を<u>総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、</u></p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される以上豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。</u></p>
--	-----	--

変更理由：全国森林計画、県基本計画との整合

イ 持続可能な森林・林業の推進（P 7）

びわ湖材を中心とする県産材の活用に木製品等の導入の促進を追加。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域（P 8）

(総面積)

現況	変更前	94,838 ha	
	変更後	94,835 ha	(3 ha 減)

変更理由：林地開発等に伴う面積の減

(総蓄積)

現況	変更前	19,998 千m ³	
	変更後	20,225 千m ³	(227 千m ³ 増)

変更理由：林齢増加に伴う蓄積の増

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等（P 12）

記述内容	変更前			
		区 分	現 況	計 画 期 末
面 積		育成単層林	41,468	40,801
		育成複層林	1,372	2,106
		天然生林	48,796	47,449
		森林蓄積	216	218

	変更後	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現況</th> <th>計画期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成単層林</td> <td>41,464</td> <td>40,431</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>1,377</td> <td>1,505</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>48,792</td> <td>48,670</td> </tr> <tr> <td>森林蓄積</td> <td>221</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>			区分	現況	計画期末	育成単層林	41,464	40,431	育成複層林	1,377	1,505	天然生林	48,792	48,670	森林蓄積	221	232
		区分	現況	計画期末															
		育成単層林	41,464	40,431															
		育成複層林	1,377	1,505															
		天然生林	48,792	48,670															
森林蓄積	221	232																	
面積																			

変更理由：計画数量の変更

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）（P 1 3）

(3) その他必要な事項（P 1 4）

標準的な施業体系

期待径級 3 2 cm の生産目標	変更前	柱材
	変更後	造作材

変更理由：滋賀県の基本計画等に合わせた変更。

2 造林に関する事項（P 1 5）

記述内容	変更前	市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P 7）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P 3 8）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。
	変更後	市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P 9）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P 3 9）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。 <u>また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。</u>

変更理由：全国森林計画に準じての変更

3 間伐および保育に関する基本的事項（P 19）

記述内容	変更前	<p>④除 伐</p> <p>除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。</p>
	変更後	<p>④除 伐</p> <p>除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。<u>また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。</u></p>

変更理由：全国森林計画に準じての変更

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 (P 2 5)

記述内容	変更前	変更前				
		区分	作業システム	路網密度 基幹路網		
		緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100 m/ha以上	35 m/ha以上	
			架線系 作業システム	25 m/ha以上	25 m/ha以上	
		中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75 m/ha以上	25 m/ha以上	
			架線系 作業システム	25 m/ha以上	25 m/ha以上	
		急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 m/ha以上	15 m/ha以上	
			架線系 作業システム	15 m/ha以上	15 m/ha以上	
		急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5 m/ha以上	
				変更後		
				区分	作業システム	路網密度 基幹路網
				緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	<u>100~250</u> m/ha
架線系 作業システム	<u>25~75</u> m/ha				<u>25~40</u> m/ha	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム			<u>75~200</u> m/ha	<u>15~50</u> m/ha	
	架線系 作業システム			<u>15~50</u> m/ha		
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム			<u>60~150</u> m/ha	<u>5~15</u> m/ha	
	架線系 作業システム			<u>5~15</u> m/ha		
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム			<u>5~15</u> m/ha	<u>5~15</u> m/ha	

変更理由：県の基本計画等に合わせた変更

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 (P 2 9)

記述内容	変更前	変更前	
		区分	作業システム(主要組み合わせ機械)
		車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウィンチ付クランプル プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)
		架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ プロセッサ クランプル トラック タワキータ ハーベスタ
<p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理</p>			

		化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。																																			
変更後	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="6">作業システム(主要組み合わせ機械)</td> </tr> <tr> <td>車両系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄)</td> <td>→ (造材)</td> <td>→ (搬出)</td> <td>→ (積込)</td> <td>→ (運搬)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>チェーンソー ハーベスタ</td> <td>ウインチ付クランプ</td> <td>チェーンソー ブローチ ハーベスタ</td> <td>フォワーダ (トラック)</td> <td>クランプ</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>架線系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄)</td> <td>→ (造材)</td> <td>→ (積込)</td> <td>→ (運搬)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>チェーンソー</td> <td>スイングキータ タローキータ</td> <td>チェーンソー ブローチ</td> <td>クランプ</td> <td>トラック</td> <td></td> </tr> </table>	区分	作業システム(主要組み合わせ機械)						車両系	(伐倒) → (集材・木寄)	→ (造材)	→ (搬出)	→ (積込)	→ (運搬)			チェーンソー ハーベスタ	ウインチ付クランプ	チェーンソー ブローチ ハーベスタ	フォワーダ (トラック)	クランプ	トラック	架線系	(伐倒) → (集材・木寄)	→ (造材)	→ (積込)	→ (運搬)				チェーンソー	スイングキータ タローキータ	チェーンソー ブローチ	クランプ	トラック		<p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。<u>また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。</u></p>
区分	作業システム(主要組み合わせ機械)																																				
車両系	(伐倒) → (集材・木寄)	→ (造材)	→ (搬出)	→ (積込)	→ (運搬)																																
	チェーンソー ハーベスタ	ウインチ付クランプ	チェーンソー ブローチ ハーベスタ	フォワーダ (トラック)	クランプ	トラック																															
架線系	(伐倒) → (集材・木寄)	→ (造材)	→ (積込)	→ (運搬)																																	
	チェーンソー	スイングキータ タローキータ	チェーンソー ブローチ	クランプ	トラック																																

変更理由：県の基本計画等に合わせた変更

第4 森林の保全に関する事項（P32）

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
地区面積の数量の変更

変更前 79,402ha

変更後 79,480ha (78ha増)

変更理由：保安林等制限林の増による変更

2 保安施設に関する事項（P34）

(3) 治山事業の実施に関する方針

記述内容	変更前	<p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P7)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画について第6の5(3)「実</p>
------	-----	---

		<p>施すべき治山事業の数量」(P 4 9)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。</p>
	変更後	<p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P 9)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。<u>また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。</u></p> <p>治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P 5 0)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。</p>

変更理由：全国森林計画に準じた変更。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項 (P 3 6)

記述内容	変更前	<p>(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)</p> <p>3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や農作物等野生鳥獣防止対策等とも連携しつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、個体数管理のために必要な捕獲や防護柵の設置、テープ巻等の広域的な防除対策を総合的</p>
------	-----	---

		<p>かつ効果的に推進する。</p> <p>また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。</p>
	変更後	<p>(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）</p> <p>3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や<u>各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ</u>、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、<u>加害個体の捕獲と合わせて</u>、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を<u>併用していくことで</u>、効果的に推進する。</p> <p>また、緩衝帯の整備等を推進する<u>など野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施</u>する。</p>

変更理由：県の鳥獣害に関する基本計画等に合わせた変更。

第6 計画量等 (P 3 9)

全国森林計画計画数量と前半5年分の計画量

		前半5年分の計画量		全国森林計画計画量 (R1年度～R15年度)
		平成26年度樹立計画 量 (H27年度～R1年度)	令和元年度樹立計画 量 (R2年度～R6年度)	
伐採材積	主伐 針葉樹(m3)	178,000	278,000	946,000
	広葉樹(m3)	59,000	55,000	
	間伐 針葉樹(m3)	366,000	382,000	1,218,000
	広葉樹(m3)	-	-	
間伐面積(ha)		7,932	7,212	22,981
造林面積	人工造林(ha)	908	1,274	4,236
	天然更新(ha)	334	476	1,363
林道	開設(km)	12.3	12.3	-
	改良(km)	35.6	35.7	-
	舗装(km)	27.6	28.4	-
保安林指定 上段：計画末期の面積 下段：前半5年間に指 定する面積	水源の涵養(ha)	18,903 (1,191)	18,196 (1,629)	19,245
	災害の防備(ha)	11,724 (549)	11,814 (97)	12,157
	保健・風致の保存等(ha)	7,029 (192)	6,603 (500)	6,921
治山事業(箇所)		147	152	-

1 間伐立木材積その他伐採立木材積 (P 3 9)

記 述 内 容	変 更 前	単位：材積 1000m3								
		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
		1,318	1,175	143	570	427	143	748	748	0
	うち前半 5年分	603	544	59	237	178	59	366	366	0

記 述 内 容	変 更 後	単位：材積 1000m3								
		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
		1,423	1,309	114	641	527	114	782	782	0
	うち前半 5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0

変更理由：計画数量の見直しによる変更

3 人工造林および天然更新別の造林面積（P 39）

記 述 内 容	変 更 前	<p>3 人工造林および天然更新別の造林面積</p> <p style="text-align: right;">単位：面積 ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人工造林</th> <th>天然更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td>2, 1 8 2</td> <td>8 1 0</td> </tr> <tr> <td>うち前半5年分</td> <td>9 0 8</td> <td>3 3 4</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	人工造林	天然更新	総 数	2, 1 8 2	8 1 0	うち前半5年分	9 0 8	3 3 4
	区 分	人工造林	天然更新										
総 数	2, 1 8 2	8 1 0											
うち前半5年分	9 0 8	3 3 4											
変 更 後	<p>3 人工造林および天然更新別の造林面積</p> <p style="text-align: right;">単位：面積 ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>人工造林</th> <th>天然更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td style="color: red;"><u>2, 7 7 4</u></td> <td style="color: red;"><u>8 7 6</u></td> </tr> <tr> <td>うち前半5年分</td> <td style="color: red;"><u>1, 2 7 4</u></td> <td style="color: red;"><u>4 7 6</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	人工造林	天然更新	総 数	<u>2, 7 7 4</u>	<u>8 7 6</u>	うち前半5年分	<u>1, 2 7 4</u>	<u>4 7 6</u>	
区 分	人工造林	天然更新											
総 数	<u>2, 7 7 4</u>	<u>8 7 6</u>											
うち前半5年分	<u>1, 2 7 4</u>	<u>4 7 6</u>											

変更理由：計画数量の見直しによる変更

4 林道の開設又は拡張に関する計画（P 40）

計画量の変更

拡張 改良	変更前	延長	77.4 km	
	変更後	延長	77.5 km	(0.1 km増)

変更理由：計画数量の見直しによる増

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等（P 47）

記 述 内 容	変 更 前	単位：面積 ha			
		保安林の種類	面 積	うち前半 5年分	備考
		総 数 (実面積)	37,656	1,932	
		水源涵養のための保安林 ^{かん}	18,903	1,191	
		災害防備のための保安林	11,724	549	
		保健・風致の保存等のための保安林	7,029	192	

変更後	単位：面積 ha			
	保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
	総数 (実面積)	36,613	2,226	
	水源涵養のための保安林	18,196	1,629	
	災害防備のための保安林	11,814	97	
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500		

変更理由：全国森林計画の同意との整合

(3) 実施すべき治山事業の数量 (P 5 0)

治山事業施行地区数

変更前 2 1 5 か所
 変更後 2 1 7 か所 (2 か所増)

うち前半5年分

変更前 1 4 7 か所
 変更後 1 5 2 か所 (5 か所増)

変更理由：実施箇所の見直しによる増

・その他の変更

(附) 参考資料の統計データ等の変更

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法 (P 5 7)

記述内容	変更前	施業方法				
		伐採方法			その他	
		伐採種を定めない	択伐	禁伐		
		彦根市	724	254	—	各法令の定めるところによる。
		愛荘町	265	545	—	
		豊郷町	—	—	—	
		甲良町	25	41	—	
		多賀町	4,541	383	15	
		長浜市	14,268	1,264	138	
		米原市	5,286	712	92	
		高島市	10,424	1,429	248	
		総数	35,532	4,628	494	

	変更後	施 業 方 法			
		区 分	伐 採 方 法		そ の 他
			伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐
市 町 別 内 訳	彦根市	726	254	—	各法令の定めるところによる。
	愛荘町	265	545	—	
	豊郷町	—	—	—	
	甲良町	25	41	—	
	多賀町	4,580	383	15	
	長浜市	14,358	1,264	138	
	米原市	5,538	712	92	
	高島市	10,458	1,429	248	
	総 数	35,950	4,628	494	

別表1 標準的な植栽本数 (P 5 8)

記述内容	変更前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>樹 種</th> <th>仕 立 て 方 法</th> <th>植 栽 本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ス ギ</td> <td>密 仕 立 て</td> <td>4,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>中 仕 立 て</td> <td>3,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>疎 仕 立 て</td> <td>2,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヒ ノ キ</td> <td>密 仕 立 て</td> <td>4,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>中 仕 立 て</td> <td>3,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>疎 仕 立 て</td> <td>2,000本 / ha</td> </tr> </tbody> </table>	樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数	ス ギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha	中 仕 立 て	3,000本 / ha	疎 仕 立 て	2,000本 / ha	ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,000本 / ha	中 仕 立 て	3,000本 / ha	疎 仕 立 て	2,000本 / ha			
	樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数																			
ス ギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha																				
	中 仕 立 て	3,000本 / ha																				
	疎 仕 立 て	2,000本 / ha																				
ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,000本 / ha																				
	中 仕 立 て	3,000本 / ha																				
	疎 仕 立 て	2,000本 / ha																				
	変更後	<table border="1"> <thead> <tr> <th>樹 種</th> <th>仕 立 て 方 法</th> <th>植 栽 本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ス ギ</td> <td>密 仕 立 て</td> <td>4,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>中 仕 立 て</td> <td>3,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>疎 仕 立 て</td> <td>2,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヒ ノ キ</td> <td>密 仕 立 て</td> <td>4,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>中 仕 立 て</td> <td>3,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td>疎 仕 立 て</td> <td>2,000本 / ha</td> </tr> <tr> <td><u>広葉樹</u></td> <td></td> <td><u>1,000本 / ha</u> ～ <u>3,000本 / ha</u></td> </tr> </tbody> </table>	樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数	ス ギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha	中 仕 立 て	3,000本 / ha	疎 仕 立 て	2,000本 / ha	ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,000本 / ha	中 仕 立 て	3,000本 / ha	疎 仕 立 て	2,000本 / ha	<u>広葉樹</u>		<u>1,000本 / ha</u> ～ <u>3,000本 / ha</u>
樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数																				
ス ギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha																				
	中 仕 立 て	3,000本 / ha																				
	疎 仕 立 て	2,000本 / ha																				
ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,000本 / ha																				
	中 仕 立 て	3,000本 / ha																				
	疎 仕 立 て	2,000本 / ha																				
<u>広葉樹</u>		<u>1,000本 / ha</u> ～ <u>3,000本 / ha</u>																				

変更理由：県内実績等に合わせた変更

○湖南地域森林計画の変更

(計画期間 平成 29 年 12 月樹立 平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)

変更計画事項

II 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域 (P 7)

(総面積)

現況	変更前	89,150ha	
	変更後	89,118ha	(32haの森林面積の減)

変更理由：林地開発等に伴う面積の減

(総蓄積)

現況	変更前	15,917千m ³	
	変更後	16,041千m ³	(124千m ³ の増)

変更理由：林齢増加に伴う蓄積の増

第 3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項 (P 14)

記述内容	変更前	市町村森林整備計画の策定にあたっては、第 2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P 9)、第 6 の 3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P 39)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。
	変更後	市町村森林整備計画の策定にあたっては、第 2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P 9)、第 6 の 3「人工造林および天然更新別の造林面積」(P 39)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。 <u>また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。</u>

変更理由：全国森林計画に準じての変更

3 間伐および保育に関する基本的事項（P 18）

記述内容	変更前	<p>④除 伐</p> <p>除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。</p>
	変更後	<p>④除 伐</p> <p>除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。<u>また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。</u></p>

変更理由：全国森林計画に準じての変更

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項（P 24）

記述内容	変更前	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="593 1272 794 1379">区 分</th> <th data-bbox="794 1272 967 1379">作業システム</th> <th colspan="2" data-bbox="967 1272 1319 1379">路網密度</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="2" data-bbox="1139 1330 1319 1379">基幹路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="593 1379 794 1464">緩傾斜地 (0° ~ 15°)</td> <td data-bbox="794 1379 967 1464">車両系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1379 1139 1464">100m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1379 1319 1464">35m/ha以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 1464 794 1621" rowspan="2">中傾斜地 (15° ~ 30°)</td> <td data-bbox="794 1464 967 1541">車両系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1464 1139 1541">75m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1464 1319 1541">25m/ha以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1541 967 1621">架線系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1541 1139 1621">25m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1541 1319 1621">25m/ha以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 1621 794 1778" rowspan="2">急傾斜地 (30° ~ 35°)</td> <td data-bbox="794 1621 967 1697">車両系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1621 1139 1697">60m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1621 1319 1697">15m/ha以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 1697 967 1778">架線系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1697 1139 1778">15m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1697 1319 1778">15m/ha以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 1778 794 1877">急峻地 (35° ~)</td> <td data-bbox="794 1778 967 1877">架線系 作業システム</td> <td data-bbox="967 1778 1139 1877">5m/ha以上</td> <td data-bbox="1139 1778 1319 1877">5m/ha以上</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	作業システム	路網密度				基幹路網		緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上	中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上	架線系 作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上	急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上	架線系 作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上	急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上
		区 分	作業システム	路網密度																														
		基幹路網																																
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上																															
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上																															
	架線系 作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上																															
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上																															
	架線系 作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上																															
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上																															

変 更 後	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="2">路網密度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>基幹路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緩傾斜地 (0° ～ 15°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>100～250 m/ha</td> <td>35～50 m/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地 (15° ～ 30°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>75～200 m/ha</td> <td rowspan="2">25～40 m/ha</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>25～75 m/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地 (30° ～ 35°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>60～150 m/ha</td> <td rowspan="2">15～50 m/ha</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>15～50 m/ha</td> </tr> <tr> <td>急峻地 (35° ～)</td> <td>架線系 作業システム</td> <td>5～15 m/ha</td> <td>5～15 m/ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	作業システム	路網密度			基幹路網	緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	100～250 m/ha	35～50 m/ha	中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	75～200 m/ha	25～40 m/ha	架線系 作業システム	25～75 m/ha	急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	60～150 m/ha	15～50 m/ha	架線系 作業システム	15～50 m/ha	急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5～15 m/ha	5～15 m/ha
	区 分			作業システム	路網密度																						
		基幹路網																									
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	100～250 m/ha	35～50 m/ha																								
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	75～200 m/ha	25～40 m/ha																								
	架線系 作業システム	25～75 m/ha																									
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	60～150 m/ha	15～50 m/ha																								
	架線系 作業システム	15～50 m/ha																									
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5～15 m/ha	5～15 m/ha																								

変更理由：県の基本計画等に合わせた変更

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化（P 28）

記 述 内 容	変 更 前	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>作業システム(主要組み合わせ機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)</td> </tr> <tr> <td>架線系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ プロセッサ クランプル トラック タワキータ ハーベスタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。</p>	区分	作業システム(主要組み合わせ機械)	車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)	架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ プロセッサ クランプル トラック タワキータ ハーベスタ
	区分	作業システム(主要組み合わせ機械)						
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)							
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ プロセッサ クランプル トラック タワキータ ハーベスタ							
	変 更 後	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>作業システム(主要組み合わせ機械)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル チェーンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)</td> </tr> <tr> <td>架線系</td> <td>(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ チェーンソー タワキータ プロセッサ クランプル トラック</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p>	区分	作業システム(主要組み合わせ機械)	車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル チェーンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)	架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ チェーンソー タワキータ プロセッサ クランプル トラック
区分	作業システム(主要組み合わせ機械)							
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付クランプル チェーンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ クランプル トラック ハーベスタ (トラック)							
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングキータ チェーンソー タワキータ プロセッサ クランプル トラック							

		<p>県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。<u>また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。</u></p>
--	--	--

変更理由：県の基本計画等に合わせた変更

第4 森林の保全に関する事項（P 3 1）

1 森林の土地の保全に関する事項

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 地区面積の数量の変更

変更前 7 6, 7 1 4 ha

変更後 7 6, 7 2 8 ha (1 4 h a 増)

変更理由：保安林等制限林の増による区域の変更

2 保安施設に関する事項（P 3 3）

(3) 治山事業の実施に関する方針

記述内容	変更前	<p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P 8)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P 45)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。</p>
	変更後	<p>(3) 治山事業の実施に関する方針</p> <p>治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備お</p>

		<p>よび保全に関する基本的な事項」(P 8)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。<u>また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。</u></p> <p>治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P45)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。</p>
--	--	---

変更理由：全国森林計画に準じた変更。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項 (P 35)

記述内容	変更前	<p>(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)</p> <p>3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や農作物等野生鳥獣防止対策等とも連携しつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、個体数管理のために必要な捕獲や防護柵の設置、テープ巻等の広域的な防除対策を総合的かつ効果的に推進する。</p> <p>また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。</p>
	変更後	<p>(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)</p> <p>3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外に</p>

		<p>おける対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や<u>各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ</u>、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、<u>加害個体の捕獲と合わせて</u>、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を<u>併用していくことで</u>、効果的に推進する。</p> <p>また、緩衝帯の整備等を推進するなど<u>野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施</u>する。</p>
--	--	--

変更理由：県の鳥獣害に関する基本方針に合わせた変更。

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画（P 39）

計画量の変更

変更前 拡張 改良 46.6 Km

変更後 拡張 改良 48.8 km (2.2 Km増)

変更理由：計画数量の見直しによる増

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量（P 45）

治山事業施行地区数

変更前 191か所

変更後 197か所 (6か所増)

うち前半5年分

変更前 139か所

変更後 146か所 (7か所増)

変更理由：実施箇所の見直しによる増

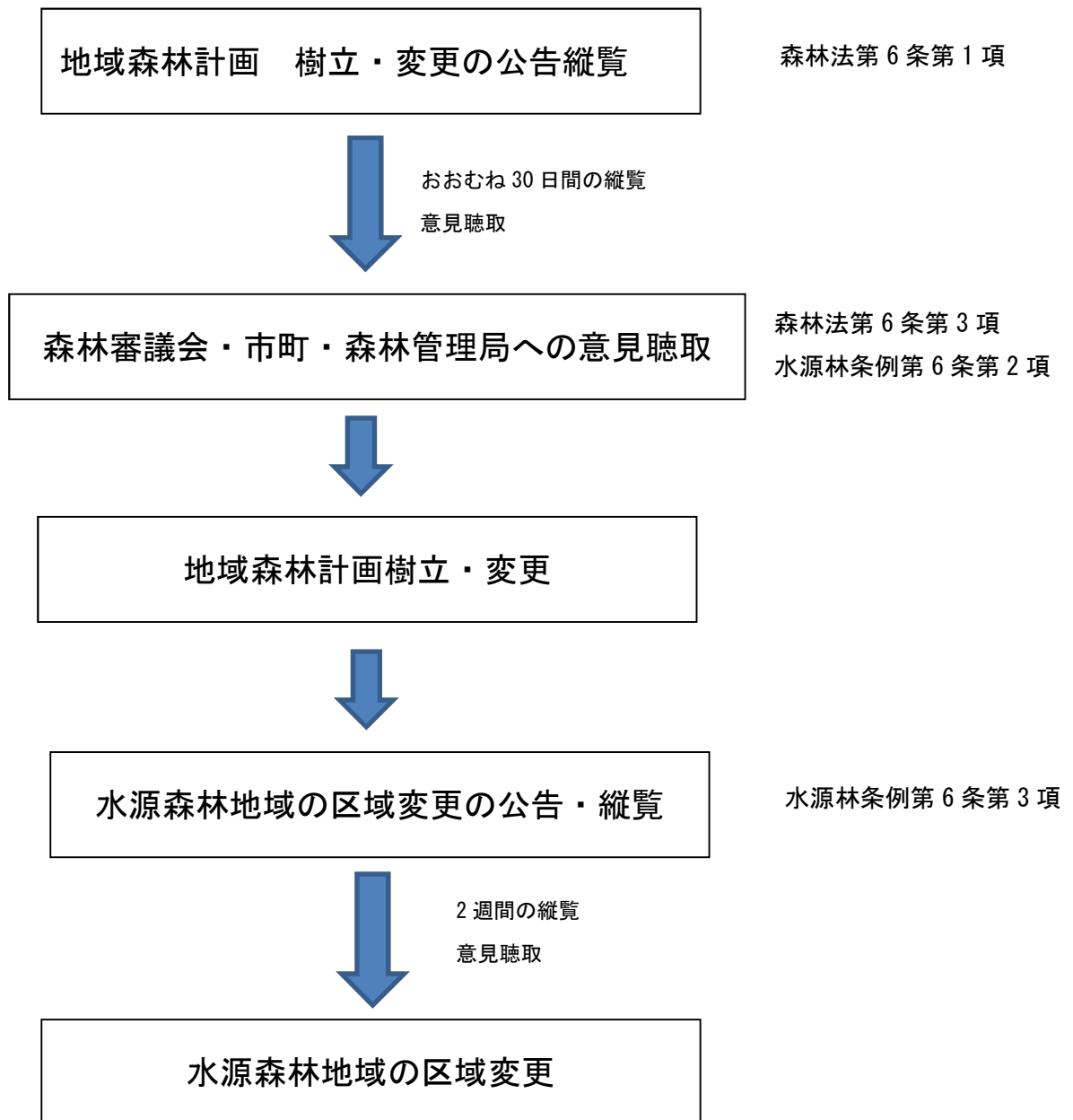
第7 その他必要な事項

別表1 標準的な植栽本数 (P52)

記 述 内 容	変更前	植栽本数		
		樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数
		スギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha
			中 仕 立 て	3,000本 / ha
疎 仕 立 て	2,000本 / ha			
		ヒノキ	密 仕 立 て	4,000本 / ha
			中 仕 立 て	3,000本 / ha
疎 仕 立 て	2,000本 / ha			
	変更後	植栽本数		
		樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数
		スギ	密 仕 立 て	4,000本 / ha
			中 仕 立 て	3,000本 / ha
疎 仕 立 て	2,000本 / ha			
		ヒノキ	密 仕 立 て	4,000本 / ha
			中 仕 立 て	3,000本 / ha
疎 仕 立 て	2,000本 / ha			
		広葉樹		1,000本 / ha ~ 3,000本 / ha

変更理由：県内実績等に合わせた変更

地域森林計画区域の変更と滋賀県水源森林地域の指定について



湖北地域森林計画



令和元年 1 2 月樹立

計画期間
自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 12 年 3 月 31 日

滋 賀 県

樹立する理由（湖北森林計画区）

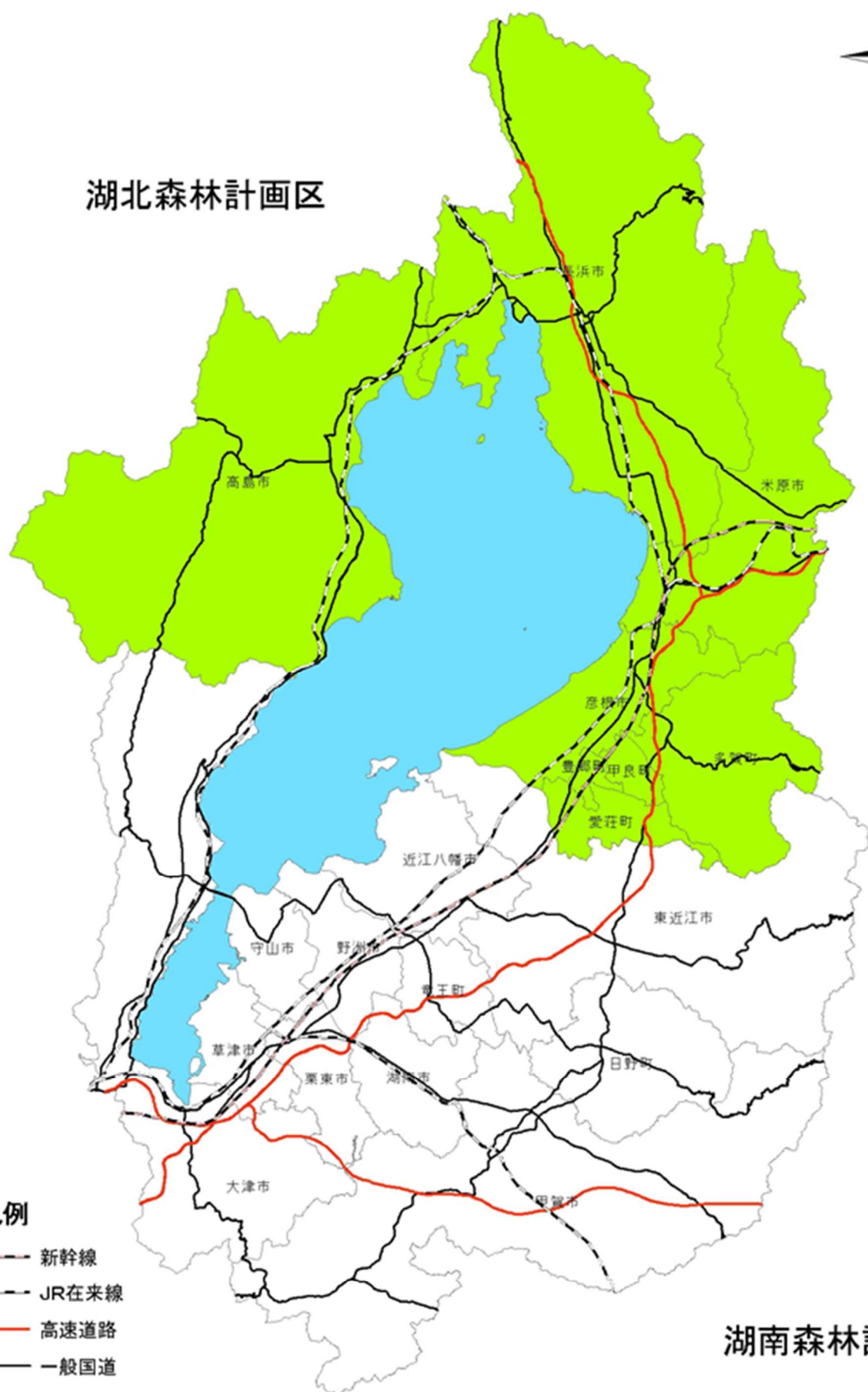
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定により、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 2 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



凡例

- 新幹線
- - - JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
	(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方	1
	(2) 自然的背景	2
	(3) 社会・経済的背景	4
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
	(1) 前計画の実行結果	6
	(2) 評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	8
第1	計画の対象とする森林の区域	8
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	9
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	9
	(1) 森林の整備および保全の目標	9
	(2) 森林の整備および保全の基本方針	10
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	13
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	14
	(3) その他必要な事項	14
2	造林に関する事項	15
	(1) 人工造林に関する指針	15
	(2) 天然更新に関する指針	16
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	18
	(4) その他必要な事項	18
3	間伐および保育に関する基本的な事項	19
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	19
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	19
	(3) その他必要な事項	20
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	21
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	24
	(3) その他必要な事項	24
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	25
	(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	25
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	27
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	28
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	28
	(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法	28

(6) その他必要な事項	28
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	29
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	29
(2) 森林管理制度の活用に関する方針	29
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	29
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	30
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	30
(6) その他必要な事項	30
第4 森林の保全に関する事項	32
1 森林の土地の保全に関する事項	32
(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	32
(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	33
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	33
(4) その他必要な事項	33
2 保安施設に関する事項	34
(1) 保安林の整備に関する方針	34
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	34
(3) 治山事業の実施に関する方針	34
(4) 特定保安林の整備に関する事項	34
(5) その他必要な事項	34
3 鳥獣害の防止に関する事項	35
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	35
(2) その他必要な事項	35
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	36
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	36
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	36
(3) 林野火災の予防の方針	36
(4) その他必要な事項	36
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	37
(1) 保健機能森林の区域の基準	37
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	37
第6 計画量等	39
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	39
2 間伐面積	39
3 人工造林および天然更新別の造林面積	39
4 林道の開設又は拡張に関する計画	40
5 保安林整備および治山事業に関する計画	47
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	47
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	49
(3) 実施すべき治山事業の数量	50
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	56
第7 その他必要な事項	57
1 保安林その他制限林の施業方法	57
2 その他必要な事項	57

別表 1	標準的な植栽本数	-----	58
別表 2	間伐の標準的な方法	-----	58
別表 3	間伐の低コスト施業の標準的な方法	-----	59
別表 4	間伐の低コスト施業の一例	-----	60
(附) 参考資料			
1	森林計画区の概況	-----	63
	(1) 市町別土地面積および森林面積	-----	63
	(2) 地況	-----	64
	(3) 土地利用の現況	-----	65
	(4) 産業別生産額	-----	66
	(5) 産業別就業者数	-----	66
2	森林の現況	-----	68
	(1) 齢級別森林資源表	-----	68
	(2) 制限林普通林別森林資源表	-----	74
	(3) 市町別森林資源表	-----	75
	(4) 所有形態別森林資源表	-----	76
	(5) 制限林の種類別面積	-----	78
	(6) 樹種別材積表	-----	80
	(7) 特定保安林の指定状況	-----	81
	(8) 荒廃地等の面積	-----	82
	(9) 森林の被害	-----	83
	(10) 防火線等の整備状況	-----	83
3	林業の動向	-----	84
	(1) 保有山林規模別林家数	-----	84
	(2) 森林経営計画の認定状況	-----	85
	(3) 経営管理権及び経営管理実施の認定状況	-----	85
	(4) 森林組合および生産森林組合の現況	-----	86
	(5) 林業事業者等の現況	-----	88
	(6) 林業労働力の概況	-----	89
	(7) 林業機械化の概況	-----	90
	(8) 作業路網等整備の概況	-----	90
4	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	-----	91
	(1) 森林より森林以外への異動	-----	91
	(2) 森林以外より森林への異動	-----	91

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化が増し、適切に管理されずに放置され荒廃した森林が見られるようになってくるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は年々増加しており、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取り組みの重要性が高まりを見せていることや、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が依然にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、平成16年度に琵琶湖森林づくり条例を定め、平成17年度には琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、「森林の多面的機能の持続的発揮と地域の特性に応じた森林づくり」「県民の主体的な参画による森林づくり」「全ての県民の適切な役割分担と協働による森林づくり」「県内の森林資源の有効利用の促進による森林づくり」「森林づくりを支える人材の確保・育成を図りつつ推進する森林づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んできた。平成28年度には、林業の成長産業化に向け、県、市町、関係者等、様々な主体が一体となって取組を講ずるための具体的な行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を策定し、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めている。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景

ア 位置および地区



本計画区は、県北部に位置し、彦根市、長浜市、高島市、米原市および愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）の4市2郡の8市町で構成され、区域面積は94,835ha、森林率は52%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部から構成されている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする宇曾川・犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、同じく伊吹山系を源とする高時川地域および野坂山系を源とする大浦川地域、湖西方面の石田川地域、安曇川地域の4つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

宇曾川・犬上川地域の地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。

姉川地域の地質は大部分が古生層で、姉川上流の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。

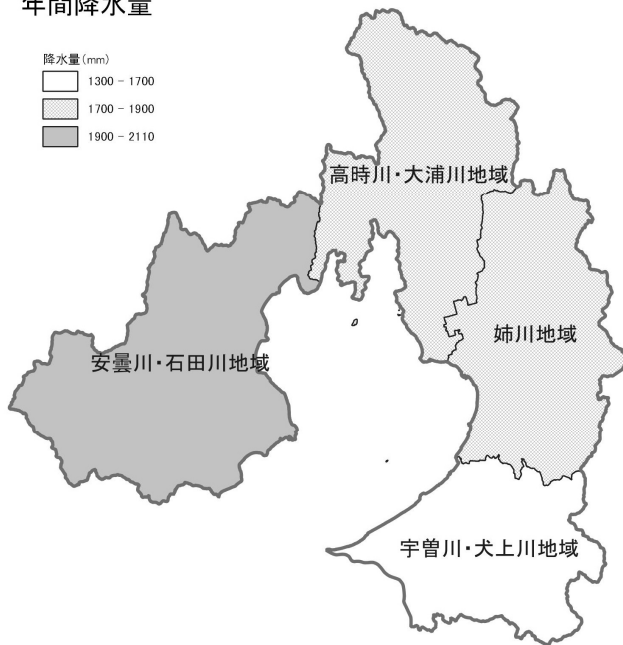
高時川・大浦川地域の地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川流域の一部に見られる。平野部には洪積層、沖積層が分布している。

安曇川地域・石田川地域の地質は大部分が古生層で比良山地の一部が花崗岩地帯、下流の一部は洪積層が分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、伊吹山周辺には黒ボク土、赤黄色土が分布している。

ウ 気候

年間降水量



湖北森林計画区は年間を通じて降水量が多く、冬季積雪が多い。

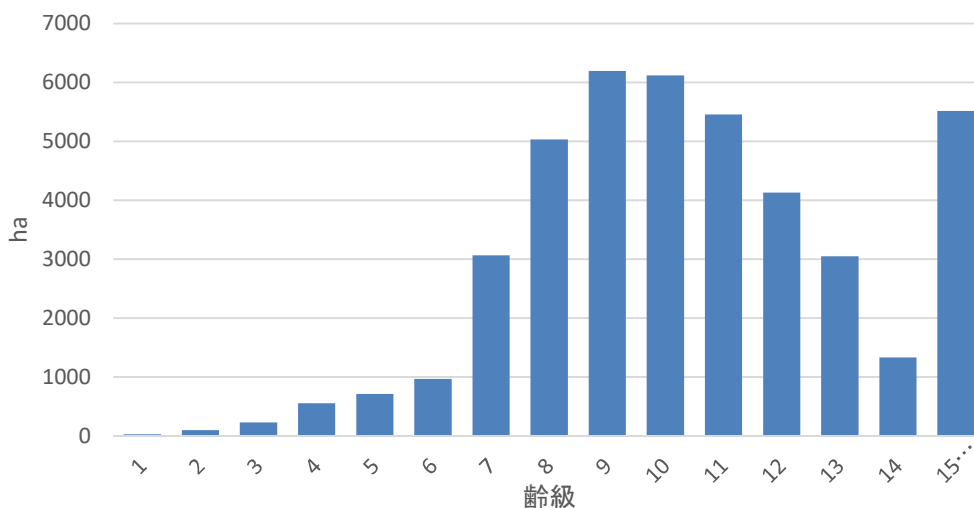
特に高時川・大浦川地域は県下でも有数の豪雪地帯となっているが、近年、積雪量は減少してきている。

エ 植生

全体的にスギ・ヒノキの植林地が広がるが、天然林では標高の高い山地でブナミズナラ群落が分布している。また、伊吹山の山頂付近には草原が広がり貴重な高山植物が生息していることから、平成 15 年（2003 年）に伊吹山山頂草原植物群落が国の天然記念物に指定されている。

人工林については、人工林率は湖北森林計画区全体では 45%と県全体（44%）とほぼ同じであるが、宇曽川、犬上川地域では 54%と県全体を大きく上回っている。齢級構成は 8 齢級から 12 齢級の人工林が人工林全体の 63%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はスギが 73%を占めている。

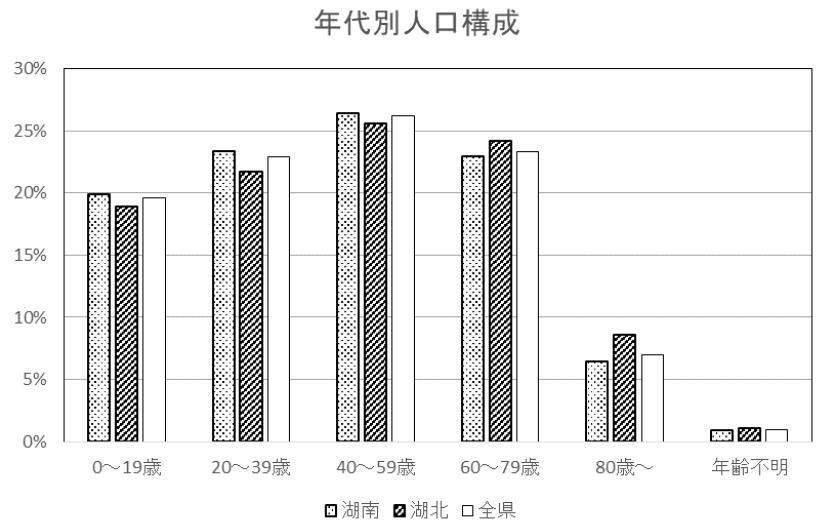
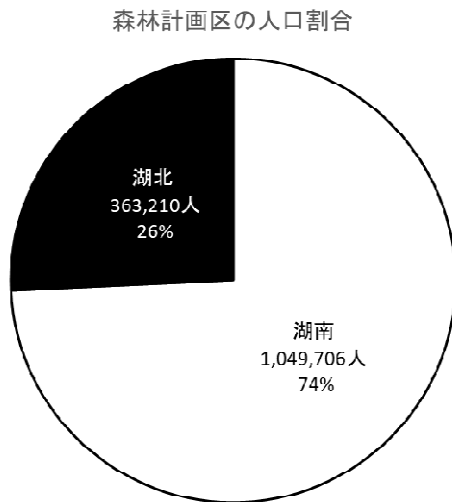
人工林の齢級構成



(3) 社会・経済的背景

ア 人口

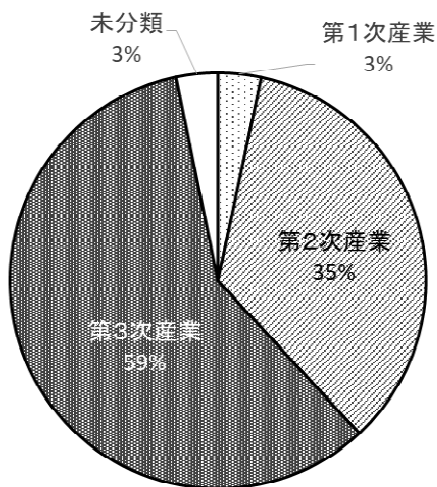
本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の26%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以上の割合が若干高くなっている。



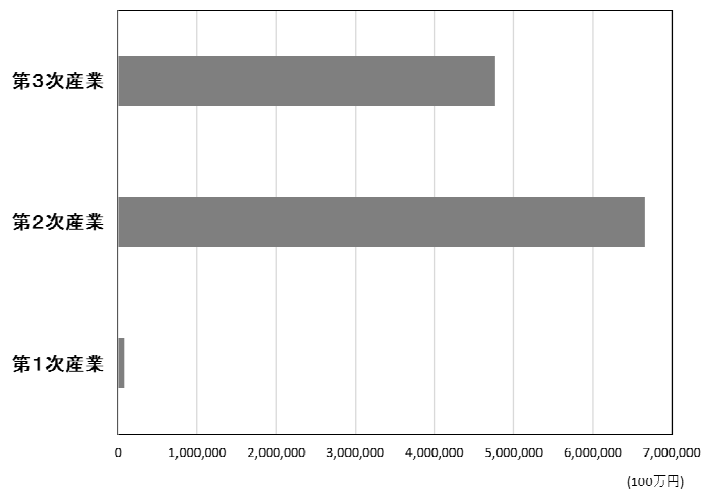
イ 産業

滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖北森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

湖北計画区産業別就業者割合



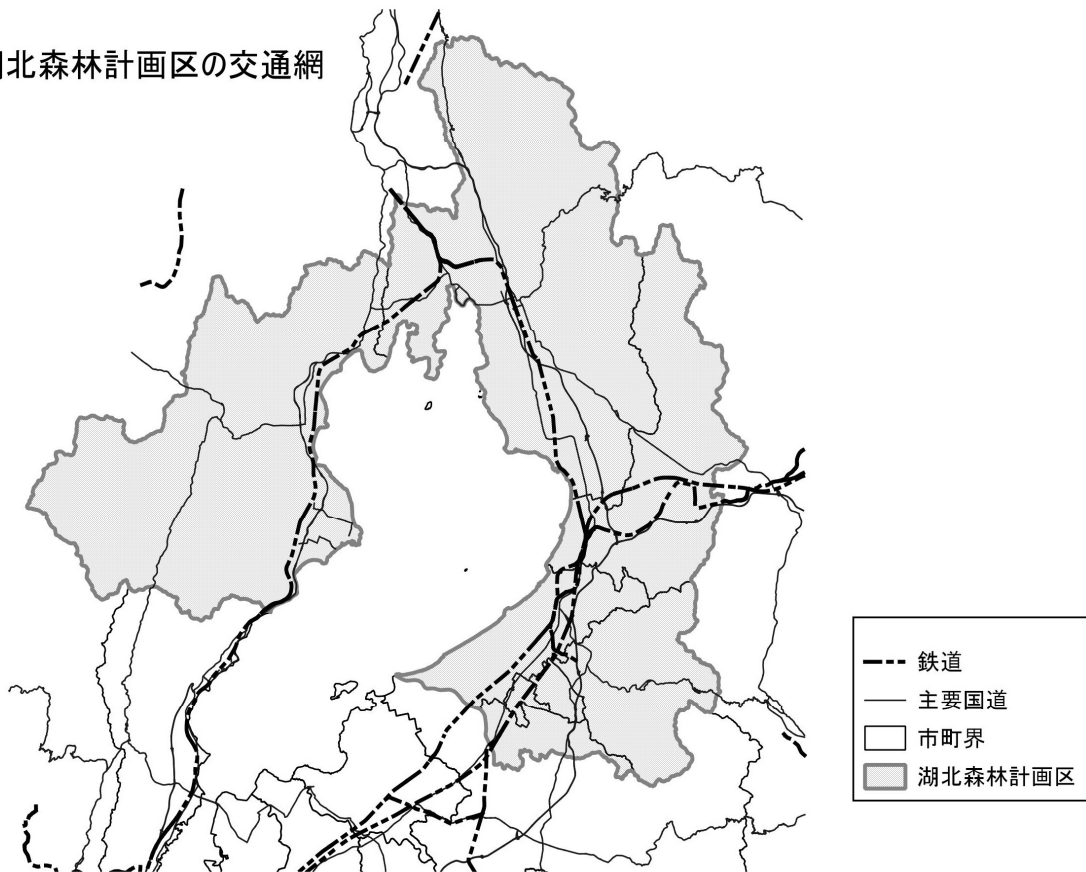
産業別県内生産額



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖北森林計画区においても、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、北陸本線、湖西線を中心とする鉄道網、名新高速道路、北陸自動車道、国道 8 号をはじめとして道路網が整備され、中京方面、北陸方面、京阪神方面等大都市圏へのアクセスは比較的良好である。

湖北森林計画区の交通網



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成27～令和元年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和元年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	178,000	113,000	63%
		広葉樹(m3)	59,000	47,000	80%
	間伐	針葉樹(m3)	366,000	434,000	119%
		広葉樹(m3)	-	-	-
間伐面積(ha)		7,932	4,779	60%	
造林面積	人工造林(ha)	908	173	19%	
	天然更新(ha)	334	383	115%	
林道	開設(km)	12.3	1.7	14%	
	改良(km)	35.6	1.4	4%	
	舗装(km)	27.6	3.3	12%	
保安林指定	水源 ^{かん} の涵養(ha)	1,191	1,093	92%	
	災害の防備(ha)	549	251	46%	
	保健・風致の保存等(ha)	192	0	0%	
治山事業(箇所)		147	142	97%	

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐面積も計画量より下回っているが、利用間伐が標準となったことと間伐齢級が高くなったことから、単位当たりの間伐材積が増えたことにより伐採材積は計画量を上回ったと考えられる。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は計画量を上回っている。

林道では、公共事業が縮減される一方で、大雨による災害の復旧事業を優先して実施したため、計画量を下回る結果となった。

保安林指定では、計画量を下回ったが、水源^{かん}涵養のための保安林については、多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、おおむね計画量を達成している。一方、災害の防備のための保安林では計画量を下回り、保健・風致の保存のための保安林では指定が無かった。

治山事業については、おおむね計画通り実施できた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源^{かん}涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受

けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割、並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される異常豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化、木製品等の導入の促進を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分		面 積	備 考
総 数		9 4 , 8 3 5	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
市 町 別 内 訳	彦 根 市	2 , 5 3 5	
	長 浜 市	3 3 , 9 9 2	
	高 島 市	3 2 , 2 0 0	
	米 原 市	1 3 , 8 5 3	
	愛 荘 町	9 2 4	
	豊 郷 町	—	
	甲 良 町	1 5 6	
	多 賀 町	1 1 , 1 7 5	

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	4 1, 4 6 4	4 0, 4 3 1
	育成複層林	1, 3 7 7	1, 5 0 5
	天然生林	4 8, 7 9 2	4 8, 6 7 0
森林蓄積		2 2 1	2 3 2

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P15）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するにあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐

採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
湖北森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安
	生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級	
ス ギ および ヒ ノ キ	一般建築材	中 仕 立	26 cm	60年
	造 作 材	中 仕 立	32 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P58）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P58）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

① 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

② 植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね7,000本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新

が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、市町村森林整備計画において定めることとし、造林の方法は人工造林によるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P 9）、第6の1「間伐立木伐採材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」（P 39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P 58）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P 59）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

① 下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの1.5倍以上または60~70cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

② 木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③ つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④ 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育

成することとする。

⑤枝打ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P9)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を
なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森
林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機
能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環
境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める
ものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、
紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森
林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されてい
る森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、
国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史
跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能
の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・
文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとし
る。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特
に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進
すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する
機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P10)、別表4「伐採の方法を定
める必要のある森林の指定基準」(P60)に基づき、次のとおり公益的機能別施
業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+
10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化に
よる影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面
積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計
画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することが
できるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、
必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う
旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立
木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施
業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主
伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第３の１（３）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（P14）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

（３）その他必要な事項 該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	2 2 9	5 4 2
うち林業専用道	—	—

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1（1）に定める「森林の整備および保全の目標」（P9）の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進すること。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林

において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP30に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100 ~ 250 m/ha	35 ~ 50 m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75 ~ 200 m/ha	25 ~ 40 m/ha
	架線系 作業システム	25 ~ 75 m/ha	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 ~ 150 m/ha	15 ~ 25 m/ha
	架線系 作業システム	15 ~ 50 m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15 m/ha	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P27)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1/2未満

基幹路網密度水準が1/2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項
該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

市町は、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できず、当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認めた場合、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化および雇用の安定化による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレストラー）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体および林業事業体を育成するとともに、林家等に対

者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	79,480	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。	
市 町 村 別 内 訳	彦 根 市			1,525
	長 浜 市			28,532
	高 島 市			27,607
	米 原 市			11,354
	愛 荘 町			802
	豊 郷 町			—
	甲 良 町			29
	多 賀 町			9,631

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
 該当なし
- (4) その他必要な事項
 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P9)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P50)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、^{かん} 県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の

保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,423	1,309	114	641	527	114	782	782	0
うち前半5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区分	間伐面積
総数	15,727
うち前半5年分	7,932

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,774	876
うち前半5年分	1,274	476

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
開設	自動車道	林業専用道 林業専用道	長 浜 市	山室名越	0.1	(92) 46	(7,135) 3,567	(973) 486		
				春日日光寺	0.2	45	2,555	1,051		
				石田鳥羽上	0.2	65	6,319	594		
			(旧浅井町)			(1,233)	(10,905)	(56,436)		
			浅井木之本	0.4	616	5,452	28,218			
			黒 内	2.0	62	2,951	3,872			
			白 谷	1.0	130	1,026	7,477			
			アセビ郷野西山	2.0						
			大 吉 寺	1.5	145	20,336	4,565	○		
			(旧木之本町)			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
			横 山 岳	0.6	597	14,428	30,194	○		
			浅井木之本	0.1	617	5,453	28,218			
			落 谷	0.1	348	20,182	8,091			
			下 町	0.1	150	2,888	5,405			
			西 谷	1.3	31	7,160	1,049			
			サ ソ ラ	1.0	31	5,455	1,685			
			渋 谷	0.1	53	2,690	1,020			
			下 使 熊	0.1	87	4,397	4,523			
			(旧余呉町)			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
			横 山 岳	4.0	628	4,823	34,041	○		
			(旧西浅井町)							
			小 山 山 田	0.3	186	12,928	10,542			
			沓 掛	0.6	135	3,606	7,875			
			蛇 ケ 谷	0.3	45	5,211	1,040			
			奥 出	0.4	103	3,743	3,282			
			計	16.4	4,120	135,170	183,228			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
開設	自動車道		米 原 市 (旧山東町)	上丹生柏原	3.0	(1,911) 685	(311,448) 147,781	(62,523) 9,419	○	
				名 畑	0.1	50	5,281	338		
				雄 河 内	0.1	42	4,625	934		
				雌 河 内	0.1	130	20,631	943		
				山 室 名 越	0.1	(92) 46	(7,135) 3,568	(973) 487		
			(旧伊吹町)	七 尾 山	0.5	(1,896) 542	(129,139) 41,739	(78,151) 22,728		
				伊 吹 山	0.2	318	14,773	1,679		
				藤 川	0.2	121	5,086	2,866		
				吉 槻	0.2	93	5,696	2,973		
				甲 賀	0.2	113	3,456	6,305		
				下 板 向 山	0.1	159	11,190	5,423		
				東 山 谷	0.2	62	2,677	1,381		
				村 木	0.2	53	4,685	1,781		
				東 出 山	0.1	40	3,816	1,156		
				向 山	0.2	73	2,851	1,905		
				弥 高 百 坊	0.1	166	24,649	4,239		
				寺 林	1.2	39	860	1,492		
				(旧米原町)	上丹生柏原	2.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667		(62,523) 53,104
			江 竜		1.0	56	6,494	0		
			樽ヶ畑		1.2	262	25,923	8,618		
			西 番 場		0.1	67	10,036	401		
			計		11.3	4,480	517,137	133,884		
			(旧近江町)	日光寺多和田	0.1	51	7,567	784		
				春日日光寺	0.1	86	86	4,928		
				計	11.3	4,480	517,137	133,884		
			高 島 市 (旧マキノ町) (旧朽木村)	在 原 山 中	1.1	416	6,500	12,465		
				北 谷	0.2	37	817	1,854		
				細 谷	0.3	57	802	3,277		
				明 護	0.3	67	9,772	2,109		
				入 部 谷	0.4	79	7,589	1,633		
				入部谷小野峰	1.5	268	5,969	23,013		
				戸 谷 棚 林	2.8	584	51,926	30,578		
佐 慶 比	5.4	544		80,635	39,825					
木地山北谷	5.4	935		79,580	22,756					
余 市 谷	1.5	215		7,107	11,965					
(旧高島町)	畑	0.3		91	8,392	2,355				
	計	19.2	3,293	259,089	151,830					
合 計					46.9	11,893	911,396	468,942		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		彦 根 市	滝谷武奈	3.8	(1,784) 1,430	(183,363) 151,534	(35,770) 27,510			
				高根中山	0.6	9	1,258	252	○		
				日夏山	0.7	63	8,644	70	○		
				荒神山	0.5	68	638	7,663	○		
				計	5.6	1,570	162,074	35,495			
			愛 荘 町 (旧秦荘町)	桃ノ木谷	1.0	104	9,892	1,568			
				秦川押立山	0.1	(352) 191	(41,933) 22,379	(2,669) 2,014	○		
				金剛輪寺	0.1	46	5,043	17			
				計	1.2	341.0	37,314	3,599			
			多 賀 町	御池	1.8	(2,263) 399	(210,438) 39,837	(94,573) 5,114	○		
				権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759			
				白谷	0.2	766	73,289	23,338	○		
				御池大杉	0.5	291	58,282	4			
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014			
				鳴川	0.2	87	9,701	1,111			
				中石谷	0.2	63	8,362	385			
				樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535			
				杉俣	0.2	128	12,920	2,347			
				桂谷	0.2	78	10,004	1,083			
				下山	0.2	1,126	199,414	20,911	○		
				天狗堂	0.2	116	13,087	4,052			
				計	7.5	4,656	538,971	125,653			
			長 浜 市	垣籠堀部	0.3	35	1,467	454			
				後鳥羽	0.2	36	2,069	645			
			(旧浅井町)	鳥越	11.0	4,723	40,301	202,425	○		
				アセビ八島	1.2	188	8,279	2,085			
			(旧虎姫町)	虎御前	0.4	37	3,324	922			
			(旧木之本町)	虫丸	0.5	30	8,168	1,431			
				網谷	0.2	254	16,461	6,426			
				横谷オゲツラ	0.2	67	10,863	2,015			
				支線日の裏	0.2	211	17,337	7,323			
				日の裏	0.1	604	15,825	22,291			
				落谷	0.2	348	20,182	8,091			
				向山	0.1	392	23,690	12,359			
				下町	0.1	150	2,888	5,405			
				込谷	0.3	76	7,569	2,707			
							(1,225) 597	(19,251) 14,428	(64,235) 30,194		
					音羽谷	0.2	155	12,919	5,371		
				北谷	0.4	585	41,854	32,441			
				南谷	0.2	139	6,266	1,463			
			(旧余呉町)	横山岳	1.3	(1,225) 628	(19,251) 4,823	(64,235) 34,041			
				池原文室	1.0	240	13,063	14,264			
				東野中之郷	0.5	248	17,820	11,389			
				池原	1.2	147	5,610	6,554			
			(旧西浅井町)	深坂	0.6	170	15,004	2,040			
				計	22.9	10,060	310,210	412,336			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (改良)		米 原 市 (旧山東町)	柏原西谷	0.2	159	6,764	3,642		
				雄河内	0.3	42	4,625	934		
				黒谷大平	0.1	182	28,073	2,422	○	
				雌河内	0.1	291	39,725	3,108		
					(1,911)	(311,448)	(62,523)			
				上丹生柏原	3.0	685	147,781	9,419	○	
					(220)	(6,662)	(5,559)			
			(旧伊吹町)	七 曲	0.5	82	1,387	2,480	○	
			国 見	0.1	1,376	206,433	41,913	○		
			西出大谷	1.0	166	15,003	3,249	○		
			川戸谷	0.3	558	7,617	17,122			
			東出山	0.4	40	3,816	1,156			
			堂の谷	0.2	57	875	965			
			下坂向山	0.2	159	11,190	5,423			
			寒 谷	0.1	277	5,372	3,203			
			下板並	0.1	868	28,795	36,012			
			伊吹大谷	0.1	77	612	4,705	○		
			中津又	0.2	830	1,855	23,031			
			大清水	0.1	57	4,787	993			
			小 泉	0.1	70	6,419	2,325			
					(1,784)	(183,363)	(35,770)			
			(旧米原町)	滝谷武奈	2.4	354	31,829	8,260	○	
			松尾寺	2.0	90	4,662	3,356	○		
			樽ヶ畑	0.7	262	25,923	8,618			
			イモエ谷	0.2	224	42,111	989			
			江 竜	1.0	67	10,036	401			
					(1,911)	(311,448)	(62,523)			
	上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104					
	計	16.4	8,199	799,357	236,830					

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	1.4	297	2,793	9,269			
				西 山	1.2	669	35,848	23,905			
				黒河マキノ	0.5	299	3,461	6,620			
				在 原	0.4	54	2,100	714			
			(旧今津町)	角 川	3.0	1,011	37,134	38,837	○		
						(1,088)	(184,404)	(57,940)			
				寒風麻生	5.0	908	144,195	50,323	○		
				酒波谷	1.2	906	13,273	33,667	○		
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864			
				荒 谷	1.0	532	20,257	21,096			
				天増川	0.1	1,558	40,344	29,811			
				梅原雨谷	2.3	315	43,864	5,526			
				(旧朽木村)			(2,100)	(220,268)	(95,028)	○	
					鵜川村井	2.2	230	36,079	6,850		
						(1,088)	(184,404)	(57,940)			
			寒風麻生		0.2	180	40,209	7,617			
			大 谷		0.2	429	5,578	19,936			
			大彦谷		0.6	692	23,330	28,462			
			保 谷		0.2	56	4,756	1,329			
			三室谷		0.2	66	8,559	1,969			
			桂 谷		0.1	58	4,708	2,237			
			戸 谷		0.2	298	5,375	10,982			
			下 壺		0.2	301	16,177	9,100			
			小杉谷		0.2	69	2,314	2,706			
			小入谷		0.3	323	28,990	6,714			
			佐慶比	0.2	544	80,635	39,825				
			(旧安曇川町)	中 野	0.2	105	2,609	1,052			
(旧高島町)				(2,100)	(220,268)	(95,028)					
	鵜川村井	1.4	1,870	184,189	88,178						
	黒 谷	0.4	210	26,565	21,735						
計					23.9	14,454	867,995	563,324			
合 計					77.5	39,280	2,715,921	1,377,237			

注 : 上段 () 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			う ち 前 半 5 年 分	備 考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡 張	自動車道 (舗装)		愛 荘 町 (旧秦荘町)	三 ツ 谷	0.1	60	3,045	495			
				向 山	1.1	110	6,709	12,575	○		
				秦川押立山	0.4	(352)	(41,933)	(2,669)	○		
				計	1.6	361	32,133	15,084			
			多 賀 町	御池大杉	0.5	106	15,798	3,551			
				樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535	○		
				向 野	0.1	293	51,085	17			
				尺仏前谷	0.1	36	2,900	0			
				中 石 谷	0.1	63	8,362	385			
				ドイチ谷	0.2	89	15,256	1,458			
				高 室	0.6	158	24,217	4,298			
				下 山	0.2	1,126	199,414	20,911	○		
				材 木 谷	0.2	103	7,672	1,014			
				計	2.8	2,049	335,577	32,169			
			長 浜 市 (旧浅井町)	アセビ八島	1.5	188	16,878	71			
				(旧木之本町)	虫 丸	1.7	30	8,168	1,431		
					網 谷	3.1	254	16,461	6,426		
					横谷オゲツラ	1.1	67	10,863	2,015		
					落 谷	2.1	348	20,182	8,091		
					下 町	0.8	150	2,888	5,405		
					日 の 裏	1.5	604	15,825	22,291		
					向 山	2.8	392	23,690	12,359		
					込 谷	0.8	97	7,569	2,707		
				音 羽 谷	1.0	155	12,919	5,371			
				横 山 岳	2.9	(1,225)	(19,251)	(64,235)			
				(旧余呉町)	横 山 岳	0.5	597	14,428	30,194		
					横 山 岳	0.5	(1,225)	(19,251)	(64,235)		
			七々頭ヶ岳		1.6	628	4,823	34,041			
			池 原 文 室		1.6	51	7,554	10,071			
			池 原 文 室		3.4	240	13,063	14,264			
			(旧西浅井町)	池 原	1.9	147	5,610	6,554			
				東野中之郷	6.0	248	17,820	11,389			
				深 坂	0.6	170	15,004	2,040	○		
計	33.3	4,366		213,745	174,720						

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡張	自動車道 (舗装)		米 原 市 (旧山東町)	柏原大谷	1.0	209	12,429	2,801		
				上丹生柏原	4.0	685	147,781	9,419	○	
				雌 河 内	1.1	130	20,631	943		
			(旧伊吹町)	大 清 水	0.9	70	6,059	1,246		
				伊 吹 大 谷	0.2	77	612	4,705	○	
				松 尾 寺	1.8	90	4,662	3,356		
			(旧米原町)	江 竜	2.0	56	6,494	0		
				樽ヶ畑	1.5	262	25,923	8,618	○	
				上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104	○	
				計	15.5	2,805	388,258	84,192		
			高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	0.9	297	2,793	9,269		
				西 山	4.9	669	35,848	23,905		
				上 開 田 浦	2.4	75	11,714	1,930		
			(旧今津町)				(1,088)	(184,404)	(57,940)	
				寒 風 麻 生	7.7	908	144,195	50,323	○	
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864		
			(旧朽木村)	荒 谷	0.3	532	20,257	21,096		
				入 部 谷	2.8	79	7,589	1,633	○	
				小 入 谷	6.1	323	28,990	6,714	○	
			(旧安曇川町)	佐 慶 比	5.4	544	80,635	39,825		
				中 野	1.4	105	2,609	1,052		
計	32.9	6,006		389,283	250,611					
合 計					86.1	15,587	1,358,996	556,776		

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位：km

開設・拡張別		延 長	路線数	
全 期	開 設	46.9	55	
	拡 張	改 良	77.5	91
		舗 装	86.1	48

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	36,613	2,226	
水源涵養のための保安林	18,196	1,629	
災害防備のための保安林	11,814	97	
保健・風致の保存等のための保安林	6,603	500	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または 解除を 必要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源涵養 <small>かん</small> のための保安林	長 浜 市	一 円	1,039	607	森林の持つ公益的 機能を高度に発揮させるため	
		高 島 市		985	575		
		米 原 市		424	247		
		多 賀 町		342	200		
		計		2,789	1,629		
	災害防備のための保安林	彦 根 市	一 円	8	3		
		長 浜 市		108	35		
		高 島 市		102	33		
		米 原 市		44	14		
		多 賀 町		35	12		
計		297	97				

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または 解除を 必要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	彦 根 市	一 円	24	14	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		長 浜 市		324	172		
		高 島 市		307	172		
		米 原 市		132	74		
		多 賀 町		107	60		
		計		894	500		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かん 涵 養	1,229	1,229	8,654	8,391	9,443
災害防備	799	799	7,611	7,611	7,611
保健・風致 の保存等	541	541	5,160	5,160	5,160

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
彦 根 市	計		5	4	
愛 荘 町	計		10	6	
旧 秦 荘 町			10	6	
甲 良 町	計		1	0	
多 賀 町	計		36	26	
長 浜 市	計		72	52	
旧 長 浜 市			6	6	
旧 浅 井 町			11	9	
旧 び わ 町			1	1	
旧 湖 北 町			3	3	
旧 高 月 町			5	3	
旧 木 之 本 町			20	17	
旧 余 呉 町			6	1	
旧 西 浅 井 町			20	12	
米 原 市	計		42	27	
旧 山 東 町			11	9	
旧 伊 吹 町			21	11	
旧 米 原 町			8	6	
旧 近 江 町			2	1	
高 島 市	計		51	37	
旧 マ キ ノ 町			8	8	
旧 今 津 町			15	6	
旧 朽 木 村			14	12	
旧 高 島 町			13	11	
旧 安 曇 川 町			1	0	
湖 北 地 域	森 林 計 画 区	合 計	217	152	

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在				治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分		
	代 表 的 地 名	林班				
彦根市	小野町	46	1	○	溪間工 森林整備等	
彦根市	小野町	47	1	○	溪間工 森林整備等	
彦根市	清崎町	50	1	○	山腹工 森林整備等	
彦根市	稲里町	56	1		山腹工 森林整備等	
彦根市	下岡部町	57	1	○	山腹工	
旧秦荘町	松尾寺	3	1		森林整備等	
旧秦荘町	松尾寺	5	1		溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	松尾寺	6	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧秦荘町	松尾寺	7	1	○	溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	松尾寺	8	1	○	溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	松尾寺	9	1		溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	岩倉	10	1	○	溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	斧磨	11	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧秦荘町	斧磨	12	1	○	溪間工 森林整備等	
旧秦荘町	竹原	14	1		溪間工 森林整備等	
甲良町	池寺	2	1		森林整備等	
多賀町	水谷	6	1	○	森林整備等	
多賀町	霊仙	24	1	○	森林整備等	
多賀町	霊仙	16、17、18、19	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	河内、霊仙	30、32、33、35、38	1	○	溪間工	
多賀町	多賀	59	1	○	森林整備等	
多賀町	敏満寺	60	1	○	山腹工 森林整備等	
多賀町	敏満寺	61、62	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	杉	65、66	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	保月	68、73	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
多賀町	五僧	76	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	檜崎	77	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	富之尾	80	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	藤瀬	83	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	藤瀬	84	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	南後谷	89、90	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	佐目	91	1	○	山腹工 森林整備等	
多賀町	佐目	92	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	佐目	98	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	大君ヶ畑	101、103、104	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
多賀町	大君ヶ畑	105、106、107	1	○	溪間工 森林整備等	
多賀町	大君ヶ畑	111	1	○	山腹工	
多賀町	大杉	116	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	大杉	117	1		溪間工	
多賀町	大杉	118	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	大杉	119	1		溪間工	
多賀町	樋田	123	1		溪間工 森林整備等	
多賀町	樋田	124	1		森林整備等	
多賀町	一円	2、3	1	○	山腹工	
多賀町	萱原	125	1	○	森林整備等	
多賀町	萱原	127	1		森林整備等	

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
多 賀 町	萱 原	133	1	○	山腹工 森林整備等
多 賀 町	萱 原	130、134	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	萱 原	135	1	○	溪間工
多 賀 町	萱 原	137	1	○	溪間工
多 賀 町	萱 原	138	1	○	溪間工 森林整備等
多 賀 町	仏ヶ後	152	1	○	溪間工
旧長浜市	石田町	5	1	○	溪間工 山腹工
旧長浜市	八条町	7	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	名越町	14	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	布勢町	16	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	小一条町	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧長浜市	名越町	13	1	○	溪間工、森林整備等
旧浅井町	野瀬	51	1		溪間工 森林整備等
旧浅井町	鍛冶屋	53、54、55	1	○	山腹工 森林整備等
旧浅井町	醍醐	62	1		溪間工 森林整備等
旧浅井町	高山	22	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	谷口	82	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	北野	85	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	太田	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	寺師	6、8	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	岡谷	1、59	1	○	溪間工 森林整備等
旧浅井町	徳山	60	1	○	溪間工
旧浅井町	池奥町	76	1	○	溪間工 森林整備等
旧びわ町	早崎	1	1	○	山腹工 森林整備等
旧湖北町	上山田	8	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖北町	上山田	4	1	○	森林整備等
旧湖北町	郡上	11	1	○	溪間工 森林整備等
旧高月町	高野	1、2	1	○	溪間工 森林整備等
旧高月町	洞戸	3	1	○	溪間工 森林整備等
旧高月町	馬上	5	1		溪間工 森林整備等
旧高月町	西野	9	1		溪間工 森林整備等
旧高月町	西阿閉	12	1	○	山腹工等
旧木之本町	西山	6	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	山梨子	4	1	○	山腹工等
旧木之本町	黒田	11	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	木之本	11、13	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	黒田	14	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	木之本	12、13	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	川合	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	川合	18	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川合	19	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川合	20	1		溪間工 森林整備等
旧木之本町	川合	92	1	○	山腹工 森林整備等
旧木之本町	大見	24	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	杉野	31	1	○	路網整備等
旧木之本町	杉野	32	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
旧木之本町	杉 野	35、36	1	○	山腹工等
旧木之本町	杉 野	34	1	○	山腹工
旧木之本町	石 道	104	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	石 道	105	1	○	溪間工 森林整備等
旧木之本町	川 合	89	1		溪間工 森林整備等
旧木之本町	赤 尾	5	1	○	溪間工
旧余呉町	菅 並	72	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	中 河 内	118	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	東 野	171	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	中 之 郷	174	1		溪間工 森林整備等
旧余呉町	摺 墨	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧余呉町	下 余 呉	176	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	10	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	11	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	中	12、31	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	中	13	1	○	路網整備等
旧西浅井町	山 門	17、22、23、25	1	○	森林整備 路網整備等
旧西浅井町	山 門	13	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	小 山	33	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	大 浦	40	1	○	山腹工 森林整備等
旧西浅井町	岩 熊	49	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	横 波	53	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	余	54	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	杳 掛	57	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	杳 掛	59	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	杳 掛	61、62	1	○	溪間工 山腹工
旧西浅井町	集 福 寺	63	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	66	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	67	1	○	溪間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	68	1		溪間工 森林整備等
旧西浅井町	塩 津 浜	75	1	○	山腹工等
旧西浅井町	八 田 部	34	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	堂 谷 他	22	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	大 鹿	24	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	41	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	50	1		溪間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	53	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	45	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧山東町	清 滝	55	1		溪間工 森林整備等
旧山東町	西 山	19	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	朝 日	5	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	池 下	2	1	○	溪間工 森林整備等
旧山東町	柏 原	56	1	○	山腹工等
旧伊吹町	吉 槻	5	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	6	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 賀	7	1		溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
旧伊吹町	甲 津 原	14	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	21	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	17	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	曲 谷	29	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	35	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 槻	41	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	44	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	43	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	46	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	48	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	50、51、52	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	53	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	54	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	上 板 並	63	1	○	溪間工
旧伊吹町	藤 川	115	1		溪間工 森林整備等
旧伊吹町	小 泉	89、90	1	○	溪間工 森林整備等
旧伊吹町	下 板 並	64	1	○	路面整備等
旧伊吹町	下 板 並	64、67	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	上 丹 生	9、17	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	上 丹 生	27	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	樽ヶ畑	18、20、21、22	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	西 坂	34	1		溪間工 森林整備等
旧米原町	三 吉	33、39	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	河 南	31、32	1	○	溪間工 森林整備等
旧米原町	西 番 場	47	1		溪間工 森林整備等
旧米原町	磯	52	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江町	顔 戸 他	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧近江町	多 和 田	7	1		溪間工 森林整備等
旧マキノ町	野 口	67、69	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	石 庭	12	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	白 谷	30、36	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	海 津	86、87	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧マキノ町	牧 野	25	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	浦	44、45	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	山 中	47	1	○	溪間工 森林整備等
旧マキノ町	下	40	1	○	溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	8	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	7、14、18	1	○	溪間工
旧今津町	梅 原	132	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	角 川	36、39	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	角 川	44、46、47	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保 坂	30、49、51	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保 坂	53	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	9	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	13	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	梅 原	15	1		溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林班			
旧今津町	棕 川	74	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	棕 川	60、73、75	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	酒 波 他	148	1		溪間工 森林整備等
旧今津町	日 置 前	131、133、154	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	天 増 川	102、103	1	○	溪間工 森林整備等
旧朽木村	栃 生	22、27	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	村 井	16、17、18	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	中 牧	56	1	○	溪間工 森林整備等
旧朽木村	古 屋	77	1		溪間工 森林整備等
旧朽木村	古 屋	78	1		溪間工 森林整備等
旧朽木村	木 地 山	115、116、117	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	荒 川	1、141、142、143、146	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	宮 前 坊	3、4、5、7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	雲 洞 谷	99、100	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	麻 生	134、135	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	岩 瀬	33、34、35	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	桑 原	75	1	○	溪間工 森林整備等
旧朽木村	古 川	32	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	能 家	89	1	○	溪間工
旧安曇川町	下 古 賀	24	1		溪間工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	29、30、31、32	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	32	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	37、39、41	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	43	1		溪間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	44	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	45	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	47	1	○	山腹工 森林整備等
旧高島町	高 島	24、25、26、27	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	高 島	14、15、16、17、18	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	勝 野	13	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	高 島	55、56	1	○	溪間工 森林整備等
旧高島町	鵜 川	1、2、3、5	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	武 曾 横 山	63	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法				
	伐 採 方 法			そ の 他	
	伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐		
市 町 別 内 訳	彦 根 市	726	254	—	各法令の定めるところによる。
	愛 荘 町	265	545	—	
	豊 郷 町	—	—	—	
	甲 良 町	25	41	—	
	多 賀 町	4,580	383	15	
	長 浜 市	14,358	1,264	138	
	米 原 市	5,538	712	92	
	高 島 市	10,458	1,429	248	
総 数	35,950	4,628	494		

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,000本 / ha
	中仕立て	3,000本 / ha
	疎仕立て	2,000本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,000本/ha程度の場合	20	25	35	45	65	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)	
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha程度の場合	25	30	40	45	55		65

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期 (年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	25	40	55	70			間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	35	45	60	70			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のために必要な森林（択伐を行う場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	201,650	105,297	10,462	94,835	52	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	19,687	2,535	—	2,535	13
	長 浜 市	68,102	37,289	3,298	33,992	55
	高 島 市	69,305	36,960	4,760	32,200	53
	米 原 市	25,039	15,803	1,950	13,853	63
	愛 荘 町	3,797	924	—	924	24
	豊 郷 町	780	—	—	—	—
	甲 良 町	1,363	174	18	156	13
	多 賀 町	13,577	11,610	436	11,175	86

注：区域面積は平成30年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
今 津 長 浜 米 原 彦 根	35.1	-5.9	14.3	2,128	36	西 北 西 北 北 西	
	36.0	-5.7	14.5	1,822	—		
	34.9	-7.9	13.8	1,927	34		
	36.3	-3.4	15.3	1,724	27		

注：滋賀県気象年報（彦根地方気象台）より、平成26年から平成30年の平均をとった。

イ 地 勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は霊仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ヶ岳(889m)と続き、京都府と接している。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっている。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曾川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流域から成っている。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合流し、日本海へ注いでいる。

ウ 地 質、土 壤 等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布しているが、姉川、大川、大浦川、知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっている。また、山脚部から平野部にかけては洪積層や沖積層がみられる。

古生層地帯の土壌は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、BD型土壌（適潤性褐色森林土）が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃である。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壌は、大部分BB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	156	95	24	22	3	37	8	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	10	3	3	3	0	4	2
	長 浜 市	54	34	9	8	1	11	3
	高 島 市	51	32	6	5	1	13	1
	米 原 市	22	14	3	3	0	5	1
	愛 荘 町	3	1	2	2	0	1	1
	豊 郷 町	1	0	0	0	0	0	0
	甲 良 町	1	0	1	1	0	1	0
	多 賀 町	14	11	1	0	0	2	0

注：平成29年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合がある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	63,516	415	394	9	12	29,752	33,348

注：滋賀県民経済計算年報（平成28年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	171,054	5,902	5,528	202	172	61,489	103,663	
市内別	彦根市	53,359	988	917	25	46	18,802	33,569
	長浜市	55,351	1,883	1,789	47	47	20,668	32,800
	高島市	23,736	1,645	1,514	74	57	6,996	15,095
	米原市	18,619	649	621	15	13	6,681	11,289
	愛荘町	10,246	332	320	3	9	4,536	5,378
	豊郷町	3,146	100	99	1	-	1,220	1,826
	甲良町	3,084	137	133	4	-	1,252	1,695
	多賀町	3,513	168	135	33	-	1,334	2,011

注：平成27年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		94,835.20	20,224,773	156,842	17.99	0	0	76.16	464	37	200.84	5,583	815		
立木地	総数	計	91,632.89	20,224,773	156,842	17.99	0	0	76.16	464	37	200.84	5,583	815	
		針	50,913.41	14,837,087	128,935	12.02	0	0	67.75	434	37	158.83	4,977	760	
		広	40,719.48	5,387,686	27,907	5.97	0	0	8.41	30	0	42.01	606	55	
	人工林	総数	計	42,474.12	12,860,062	126,176	17.99	0	0	74.02	453	37	197.94	5,516	808
			針	42,093.80	12,842,502	125,633	12.02	0	0	67.75	434	37	157.24	4,935	753
			広	380.32	17,560	543	5.97	0	0	6.27	19	0	40.70	581	55
		育成単層林	計	41,464.07	12,708,577	121,538	9.69	0	0	70.10	384	24	120.14	3,610	563
			針	41,301.94	12,699,733	121,283	8.67	0	0	63.83	365	24	112.07	3,501	554
			広	162.13	8,844	255	1.02	0	0	6.27	19	0	8.07	109	9
		育成複層林	計	1,010.05	151,485	4,638	8.30	0	0	3.92	69	13	77.80	1,906	245
			針	791.86	142,769	4,350	3.35	0	0	3.92	69	13	45.17	1,434	199
			広	218.19	8,716	288	4.95	0	0	0.00	0	0	32.63	472	46
	天然林	総数	計	367.31	56,647	204	0.00	0	0	0.00	0	0	0.16	3	0
			針	135.77	28,878	50	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0
			広	231.54	27,769	154	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	3	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	367.31	56,647	204	0.00	0	0	0.00	0	0	0.16	3	0	
		針	135.77	28,878	50	0.00	0	0	0.00	0	0	0.02	0	0	
		広	231.54	27,769	154	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	3	0	
天然生林	計	48,791.46	7,308,064	30,462	0.00	0	0	2.14	11	0	2.74	64	7		
	針	8,683.84	1,965,707	3,252	0.00	0	0	0.00	0	0	1.57	42	7		
	広	40,107.62	5,342,357	27,210	0.00	0	0	2.14	11	0	1.17	22	0		
竹林		538.93	107,888	0											
伐採跡地		0.30	0	0											
未立木地		2,227.42	0	0											
更新困難地		435.66	0	0											

注:令和元年度調査による

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		4,713.48	1,200,921	21,280	6,432.03	1,826,300	22,343	7,089.97	2,063,031	21,192	8,588.36	2,188,264	18,824		
立木地	総数	計	4,713.48	1,200,921	21,280	6,432.03	1,826,300	22,343	7,089.97	2,063,031	21,192	8,588.36	2,188,264	18,824	
		針	4,410.42	1,174,545	20,701	6,232.31	1,808,020	22,000	6,391.35	1,988,429	20,056	6,120.14	1,903,819	14,831	
		広	303.06	26,376	579	199.72	18,280	343	698.62	74,602	1,136	2,468.22	284,445	3,993	
	人工林	総数	計	4,411.35	1,172,907	20,684	6,216.02	1,804,746	21,963	6,268.66	1,965,315	19,884	5,677.44	1,815,855	14,397
			針	4,401.70	1,172,244	20,663	6,215.90	1,804,734	21,963	6,266.35	1,965,113	19,882	5,673.65	1,815,483	14,393
			広	9.65	663	21	0.12	12	0	2.31	202	2	3.79	372	4
		育成単層林	計	4,389.79	1,167,754	20,583	6,190.38	1,797,707	21,881	6,217.87	1,950,980	19,744	5,611.93	1,794,263	14,238
			針	4,380.21	1,167,096	20,562	6,190.26	1,797,695	21,881	6,216.97	1,950,901	19,743	5,610.66	1,794,123	14,236
			広	9.58	658	21	0.12	12	0	0.90	79	1	1.27	140	2
		育成複層林	計	21.56	5,153	101	25.64	7,039	82	50.79	14,335	140	65.51	21,592	159
			針	21.49	5,148	101	25.64	7,039	82	49.38	14,212	139	62.99	21,360	157
			広	0.07	5	0	0.00	0	0	1.41	123	1	2.52	232	2
	天然林	総数	計	0.42	24	0	5.16	706	9	11.14	1,249	14	18.07	2,203	19
			針	0.00	0	0	3.28	527	6	1.42	269	1	4.11	891	4
			広	0.42	24	0	1.88	179	3	9.72	980	13	13.96	1,312	15
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	0.42	24	0	5.16	706	9	11.14	1,249	14	18.07	2,203	19	
		針	0.00	0	0	3.28	527	6	1.42	269	1	4.11	891	4	
		広	0.42	24	0	1.88	179	3	9.72	980	13	13.96	1,312	15	
天然生林	計	301.71	27,990	596	210.85	20,848	371	810.17	96,467	1,294	2,892.85	370,206	4,408		
	針	8.72	2,301	38	13.13	2,759	31	123.58	23,047	173	442.38	87,445	434		
	広	292.99	25,689	558	197.72	18,089	340	686.59	73,420	1,121	2,450.47	282,761	3,974		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注:令和元年度調査による

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		5,099.74	915,630	1,146	4,117.66	774,006	510	2,938.75	602,398	239	2,511.18	564,518	76		
立木地	総数	計	5,099.74	915,630	1,146	4,117.66	774,006	510	2,938.75	602,398	239	2,511.18	564,518	76	
		針	1,145.24	348,390	1,146	1,079.79	330,771	510	992.16	316,175	239	1,131.53	356,256	76	
		広	3,954.50	567,240	0	3,037.87	443,235	0	1,946.59	286,223	0	1,379.65	208,262	0	
	人工林	総数	計	639.35	233,416	856	578.71	211,898	289	559.46	211,019	237	584.75	217,386	60
			針	635.36	232,824	856	571.60	210,995	289	558.71	210,900	237	584.75	217,386	60
			広	3.99	592	0	7.11	903	0	0.75	119	0	0.00	0	0
		育成単層林	計	631.22	231,562	850	575.66	211,020	288	554.58	209,505	236	582.29	216,485	60
			針	630.41	231,462	850	568.75	210,142	288	554.55	209,501	236	582.29	216,485	60
			広	0.81	100	0	6.91	878	0	0.03	4	0	0.00	0	0
		育成複層林	計	8.13	1,854	6	3.05	878	1	4.88	1,514	1	2.46	901	0
			針	4.95	1,362	6	2.85	853	1	4.16	1,399	1	2.46	901	0
			広	3.18	492	0	0.20	25	0	0.72	115	0	0.00	0	0
	天然林	総数	計	26.62	4,273	4	10.41	1,702	0	12.34	1,753	0	12.44	2,219	0
			針	6.58	1,463	4	2.72	652	0	1.44	321	0	5.32	1,187	0
			広	20.04	2,810	0	7.69	1,050	0	10.90	1,432	0	7.12	1,032	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	26.62	4,273	4	10.41	1,702	0	12.34	1,753	0	12.44	2,219	0	
		針	6.58	1,463	4	2.72	652	0	1.44	321	0	5.32	1,187	0	
		広	20.04	2,810	0	7.69	1,050	0	10.90	1,432	0	7.12	1,032	0	
天然生林	計	4,433.77	677,941	286	3,528.54	560,406	221	2,366.95	389,626	2	1,913.99	344,913	16		
	針	503.30	114,103	286	505.47	119,124	221	432.01	104,954	2	541.46	137,683	16		
	広	3,930.47	563,838	0	3,023.07	441,282	0	1,934.94	284,672	0	1,372.53	207,230	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和元年度調査による

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖北計画区

(単位)面積:ha、材積:立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量:1,000m³

区分	立木地											新 更 立 困 地	無 立 地	竹 林													
	総数			人			工			林					天			然			林						
	針葉樹		広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹					広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹		広葉樹
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹				広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	94,835	50,913	40,720	42,094	380	41,464	41,302	162	1,010	792	218	49,159	8,820	40,339	367	136	232	48,792	8,684	40,108	539	2,228	436			
	材積	20,225	14,837	5,388	12,843	18	12,709	12,700	9	151	143	9	7,365	1,995	5,370	57	29	28	7,308	1,966	5,342	108	0	0			
	成長量	157	129	28	126	126	1	122	121	0	5	4	0	31	3	27	0	0	0	30	3	27	0	0			
制限林	面積	48,850	25,613	21,622	21,760	68	21,474	21,448	26	286	244	42	25,475	3,922	21,554	69	16	53	25,407	3,906	21,501	394	1,093	128			
	材積	10,494	7,600	2,894	6,701	3	6,650	6,648	1	51	49	2	3,793	902	2,891	10	4	7	3,782	898	2,884	79	0	0			
	成長量	79	65	14	64	64	0	62	62	0	2	2	0	15	2	14	0	0	0	15	1	14	0	0			
普通林	面積	45,985	44,397	25,300	19,097	312	19,990	19,854	136	724	548	176	23,683	4,898	18,785	298	120	178	23,385	4,778	18,607	145	1,135	307			
	材積	9,731	7,237	2,494	6,159	14	6,059	6,051	8	100	93	7	3,572	1,093	2,479	46	25	21	3,526	1,068	2,458	29	0	0			
	成長量	78	64	14	62	62	0	59	59	0	3	3	0	15	2	14	0	0	0	15	2	14	0	0			

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

任意の検索条件

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区	分	立											竹	無立木地	更 困難地									
		人			工			木			地													
		総		数	育成		層	林		育成		層				然		林						
		総	数		針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹					針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹					
総	面積	94,835	91,633	50,913	40,720	42,474	42,094	380	162	792	218	8,820	40,339	367	136	232	48,792	8,684	40,108	539	2,228	436		
	材積	20,225	20,225	14,837	5,388	12,860	12,843	18	9	143	9	1,995	5,370	57	29	28	7,308	1,966	5,342	108	0	0		
彦根市	面積	2,535	2,383	1,713	670	811	804	7	2	35	30	5	1,572	908	663	10	8	2	1,561	900	661	93	53	7
	材積	483	483	405	79	215	215	0	0	2	2	0	268	190	78	1	1	0	267	188	78	19	0	0
長浜市	面積	33,992	33,131	14,682	18,449	12,515	12,313	203	93	336	110	2,369	18,246	142	41	101	20,473	2,328	18,145	129	666	66	66	
	材積	6,772	6,772	4,274	2,498	3,750	3,740	10	5	67	63	4	3,022	2,488	22	9	13	3,000	525	2,475	26	0	0	
高島市	面積	32,200	31,301	17,737	13,565	15,140	15,076	64	29	235	200	35	13,500	67	10	58	16,095	2,652	13,443	185	601	112	112	
	材積	7,470	7,470	5,637	1,833	4,999	4,996	3	1	49	48	2	2,471	641	10	2	8	2,461	639	1,822	37	0	0	
米原市	面積	13,853	13,055	8,516	4,540	6,817	6,740	77	32	153	108	45	6,239	1,776	4,463	69	26	43	6,169	1,750	4,420	82	595	120
	材積	2,845	2,845	2,304	541	1,924	1,920	4	2	18	16	2	921	384	537	10	6	5	911	378	533	16	0	0
愛荘町	面積	924	898	759	139	467	462	5	0	54	50	5	431	297	134	48	25	23	383	272	111	19	4	4
	材積	162	162	150	12	82	82	0	0	5	5	0	80	67	12	7	6	2	72	62	10	4	0	0
豊郷町	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	面積	156	139	130	9	13	13	0	0	3	3	0	126	118	9	1	0	125	117	9	3	11	2	2
	材積	31	31	30	1	3	3	0	0	0	0	0	28	27	1	0	0	28	27	1	1	0	0	0
多賀町	面積	11,175	10,725	7,377	3,348	6,711	6,687	25	6	84	65	18	4,014	690	3,324	29	25	4	3,985	665	3,319	26	299	124
	材積	2,462	2,462	2,039	424	1,887	1,887	1	0	9	8	1	575	152	423	6	5	0	569	147	422	5	0	0

注：令和元年度調査による。
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖北計画区

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区	分	総数	立木												竹	無立木	更新困難地	
			人工林						天然林									
			総数		針葉樹		広葉樹		総数		育成複層林		天然林					
			針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹					
総数	面積	94,835	50,913	40,720	42,474	42,094	380	8,820	40,339	367	136	232	48,792	8,684	40,108	539	2,228	436
	材積	20,225	14,837	5,388	12,860	12,843	18	7,365	5,370	57	29	28	7,308	1,966	5,342	108	0	0
都道府県有林	面積	3,372	2,711	572	2,603	2,592	11	680	561	10	5	5	670	114	556	12	38	38
	材積	936	859	77	830	830	0	106	76	2	1	1	104	28	76	2	0	0
市町村有林	面積	1,450	1,390	817	435	398	36	956	781	28	2	27	928	174	754	7	50	3
	材積	280	170	110	134	133	2	145	108	4	0	4	141	37	104	1	0	0
財産区有林	面積	5,697	3,242	2,052	2,674	2,643	31	2,620	2,021	52	23	30	2,568	577	1,991	0	230	173
	材積	1,092	834	258	706	704	1	386	256	9	5	4	377	125	253	0	0	0
私有林	面積	84,317	44,387	37,278	36,763	36,460	302	44,902	36,976	276	106	170	44,626	7,820	36,806	520	1,911	221
	材積	17,917	12,973	4,944	11,190	11,176	14	6,727	4,930	42	22	20	6,685	1,775	4,910	104	0	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖北計画区

区分	計画区計	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	
普通林	48,850.48 10,572.377	1,557.71 329,102	114.30 20,374	0.00 0	89.79 16,554	5,746.10 1,274.367	18,235.42 3,728,581	
水源かん養保安林	15,886.48 3,479,877	0.00 0	74.66 12,970	0.00 0	0.00 0	1,870.24 460,140	8,061.38 1,515,853	
土砂流出防備保安林	10,600.57 2,033,604	311.12 45,903	631.28 110,398	0.00 0	0.00 0	1,002.10 202,804	3,865.92 777,400	
土砂崩壊防備保安林	36.92 7,166	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	2.32 519	27.40 4,973	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	1.74 200	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	水害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	16.16 2,251	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	16.16 2,251	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	183.23 32,991	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 32,080	
	落石防止保安林	14.16 1,736	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 1,736	0.00 0	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	707.94 133,463	0.00 0	74.35 15,995	0.00 0	0.00 0	161.87 34,620	360.38 60,396
	風致保安林	81.03 19,030	0.00 0	3.16 791	0.00 0	38.59 9,003	0.00 0	11.93 2,727
	小計	1,004.26 189,671	0.00 0	77.51 16,786	0.00 0	38.59 9,003	176.03 36,356	566.00 97,454
	保安施設地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
砂防指定地	1,649.88 365,607	50.48 11,150	2.98 693	0.00 0	0.30 48	601.54 132,929	385.92 69,116	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	52.37 4,173	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	44.92 4,173	
	第1種特別地域	105.97 16,754	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	39.11 4,249	
	第2種特別地域	1,357.80 297,041	154.11 26,935	0.00 0	0.00 0	0.00 40,978	636.91 163,303	
	第3種特別地域	4,452.04 918,292	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 165,435	1,541.21 343,317	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	1,105.98 245,077	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 92,759	5.02 1,408	
県立自然公園	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	336.05 57,646	0.00 0	0.75 164	0.00 0	2.38 393	9.05 1,051	
	第3種特別地域	3,700.47 834,989	61.66 11,924	22.76 4,439	0.00 0	25.19 5,364	246.34 48,800	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,055.73 1,014,062	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 1,636	8.62 0	
公園合計	15,166.41 3,388,034	215.77 38,859	23.51 4,603	0.00 0	27.57 5,757	1,737.34 350,659	2,267.17 516,450	
鳥獣保護区	13.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.62	
特別保護地区	2,541	0	0	0	0	0	14	
都市計画区	1,311.71	389.82	0.00	0.00	0.00	3.02	474.83	
域風致地区	232,058	74,991	0	0	0	577	67,318	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	141.22 23,758	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.98 156	53.56 9,399	
急傾斜地崩壊危険区域	170.91 37,582	10.30 1,905	0.01 2	0.00 0	0.00 0	34.86 9,230	53.66 11,298	
都道府県自然環境保全地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	2.66 386	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	94,835.28 20,332,661	2,535.20 501,910	924.25 165,826	0.00 0	156.25 31,362	11,174.53 2,467,737	33,991.88 6,797,856	

注：令和元年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

米原市	高島市			
6,976.90	16,130.26			
1,465.726	3,737.673			
2,087.72	3,792.48			
460.512	1,030.402			
2,641.08	2,149.07			
467.349	429.750			
6.44	0.76			
1,380	294			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	1.74			
0	200			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	5.70			
0	911			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
69.12	42.22			
16,250	6,202			
20.76	6.59			
4,801	1,708			
89.88	56.25			
21,051	9,021			
0.00	0.00			
0	0			
367.41	241.25			
93,948	57,723			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
7.45	0.00			
0	0			
0.00	66.86			
0	12,505			
159.09	176.47			
30,121	35,704			
320.83	1,795.35			
62,465	347,075			
0.00	0.00			
0	0			
653.50	0.00			
150,910	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	323.87			
0	56,038			
0.00	3,344.52			
0	764,462			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	4,047.11			
0	1,012,426			
1,140.87	9,754.18			
243,496	2,228,210			
13.16	0.00			
2,527	0			
444.04	0.00			
89,172	0			
0.00	0.00			
0	0			
32.21	54.47			
5,241	8,962			
53.03	19.05			
10,800	4,347			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.14	2.52			
16	370			
13,852.88	32,200.29			
2,861,218	7,506,752			

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	10,440	2,319	2,074	4	5,388	20,225
人工林	10,408	2,312	123	0	18	12,860
天然林	32	7	1,951	4	5,370	7,365

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
指定無し								

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		4 6	2, 2 5 9
市 町 別 内 訳	彦 根 市	—	1 1 5
	長 浜 市	4	7 1 7
	高 島 市	3 0	6 5 4
	米 原 市	1 0	2 6 0
	愛 荘 町	1	3 7
	豊 郷 町	—	—
	甲 良 町	—	1 4
	多 賀 町	1	4 6 2

注 1： 荒廃地は、平成25年度～平成30年度までの災害報告の合計

注 2： 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災は a)

種 年	火			災			松			虫			カシノナガキクイムシ			カモシカ			シ			カ			ク			マ		
	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30	H128	H29	H30
彦根市	-	13	5	77	78	22	0	-	-	-	-	-	10	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長浜市	-	70	2	61	46	30	-	-	-	-	-	-	10	46	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高島市	-	-	1	52	41	17	0	0	1	-	-	-	43	44	44	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	6	7	7	7	
米原市	-	-	-	33	32	13	-	-	0	-	-	-	1	0	7	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
愛荘町	-	-	-	14	6	7	-	-	-	-	-	-	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲良町	-	-	-	14	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多賀町	-	-	-	106	54	29	-	0	-	-	-	-	91	65	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 数	-	83	8	358	259	121	0	0	1	0	0	1	156	163	106	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7

注1：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分	総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～30ha 未満	30～50ha 未満	50ha 以上	
総数	4,445	2,773	718	522	282	72	37	41	
市 町 別 内 訳	彦根市	297	146	61	52	28	5	3	2
	長浜市	1,547	1,056	259	147	55	14	13	3
	高島市	1,070	572	188	138	99	32	17	24
	米原市	1,053	770	116	96	48	11	2	10
	愛荘町	23	19	3	1	-	-	-	0
	豊郷町	3	3	-	-	-	-	-	0
	甲良町	15	11	3	-	1	-	-	0
	多賀町	437	196	88	88	51	10	2	2

注：2015年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総数	89	7,825	10	1,468	79	6,357	
市町別 内訳	彦根市	1	45	1	45	—	—
	長浜市	25	1,495	1	212	24	1,283
	高島市	37	3,612	6	347	31	3,265
	米原市	14	990	1	20	13	970
	愛荘町	4	231	0	0	4	231
	豊郷町	—	—	—	—	—	—
	甲良町	—	—	—	—	—	—
	多賀町	8	1,452	1	844	7	608

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：平成30年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考	
森 林 組 合	長 浜 市 (旧湖北町、 旧高月町、 旧木之本町、 旧余呉町、 旧西浅井町)	長 浜 市 伊 香	3,272	8	55,400	23,599	
	長 浜 市 (旧長浜市、 旧虎姫町、 旧湖北町)	滋 賀 北 部	5,900	14	57,044	16,289	
	米 原 市						
	高 島 市	高 島 市	2,361	12	52,060	25,717	
	彦 根 市 愛 荘 町 甲 良 町 多 賀 町	びわこ東部	2,114	6	55,447	12,810	
総 数		13,647	40	219,951	78,415		

注1：平成29年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀北部森林組合は、米原市と長浜市の一部を区域としており、総数を記載している。

注3：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別	組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	長浜市	野 瀬	-	-	-	-
		郷 野	-	-	-	-
		西 村	-	-	-	-
		雨森観音山	107	0	4,280	15
		馬上赤坂山	115	0	2,574	19
		石 道	-	-	-	-
		下 出 組	31	0	4,650	301
		堀 出 組	28	0	4,200	305
		金 居 原	0	0	0	0
		清 水 組	33	0	4,950	477
		堀 近 組	-	-	-	-
		上 の 荘	204	0	44,472	382
		奥 川 並	-	-	-	-
		草 野	-	-	-	-
		中 之 郷	109	0	49,065	154
		田 戸	5	0	8,250	197
		鷺 見	19	0	42,000	791
		小 原	-	-	-	-
		柳 ケ 瀬	-	-	-	-
		菅 並	-	-	-	-
	下 余 呉	124	0	9,300	36	
	上 丹 生	99	0	9,306	134	
	東 野	122	0	8,820	55	
	高 島 市	鵜 川	48	0	18,050	379
		伊 黒	66	0	3,960	99
		拝 戸	57	0	4,420	90
		角 川	58	0	55,680	136
		在 原	17	0	16,250	206
	米 原 市	梅 ケ 原	89	0	2,100	10
		井 尻 組	-	-	-	-
	愛 荘 町	秦 川 山	763	0	60,962	494
		斧 磨	43	0	2,795	9
多 賀 町	南 後 谷	-	-	-	-	
	脇 ケ 畑	64	0	1,464	127	
総 数		2,201	0	357,548	4,416	

注：平成29年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位 : 事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	彦 根 市	-	-	18	9	
	長 浜 市	2	1(1)	11	30	
	高 島 市	2	-	11	12	
	米 原 市	2	-	1	8	
	愛 荘 町	-	-	1	3	
	豊 郷 町	-	-	-	1	
	甲 良 町 多 賀 町	- -	- -	1 2	2 4	
総 数	6	1(1)	45	69		

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数	男 女 計								
	計	1～29 日	30～59 日	60～99 日	100～149 日	150～199 日	200～249 日	250 日以上	
総 数	784	581	86	74	8	6	25	4	
市 町 別 内 訳	彦 根 市	75	72	2	-	-	1	-	-
	長 浜 市	125	107	8	3	2	3	-	2
	高 島 市	225	192	18	8	5	-	1	1
	米 原 市	133	62	54	-	-	-	17	-
	愛 荘 町	X	X	X	X	X	X	X	X
	豊 郷 町	X	X	X	X	X	X	X	X
	甲 良 町	X	X	X	X	X	X	X	X
	多 賀 町	226	148	4	63	1	2	7	1

注：2015年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
45	12	19	1	19	15
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤ ーダ
30	4	2	3	1	1

注：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	彦根市	13,816	5.45	市 町 別 内 訳	愛荘町	21,192	22.92
	長浜市	260,758	7.67		豊郷町	—	—
	高島市	290,847	9.03		甲良町	—	—
	米原市	133,810	9.66		多賀町	75,073	6.72
					総数	795,491	8.39

注1：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

（単位 h a）

市町名 \ 異動区分		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	0.53	-	-	0.53
	豊郷町	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-
	長浜市	-	-	0.69	-	0.02	0.71
	米原市	-	-	0.3	-	-	0.3
	高島市	-	-	0.61	-	0.3	0.91
総数		-	-	2.13	-	0.32	2.45

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和元年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

（単位 h a）

市町名 \ 異動区分		農用地	国有林	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-
	愛荘町	0.08	-	-	0.08
	豊郷町	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-
	長浜市	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-
	高島市	-	-	-	-
総数		-	-	-	0.08

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

刊行物名 湖北地域森林計画
令和元年 12月樹立
刊行年月 令和2年 2月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3914 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

湖南地域森林計画



平成 29 年 12 月 樹立

令和元年 12 月 変更

計画期間
自 平成 30 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 31 日

滋 賀 県

(湖南森林計画区)

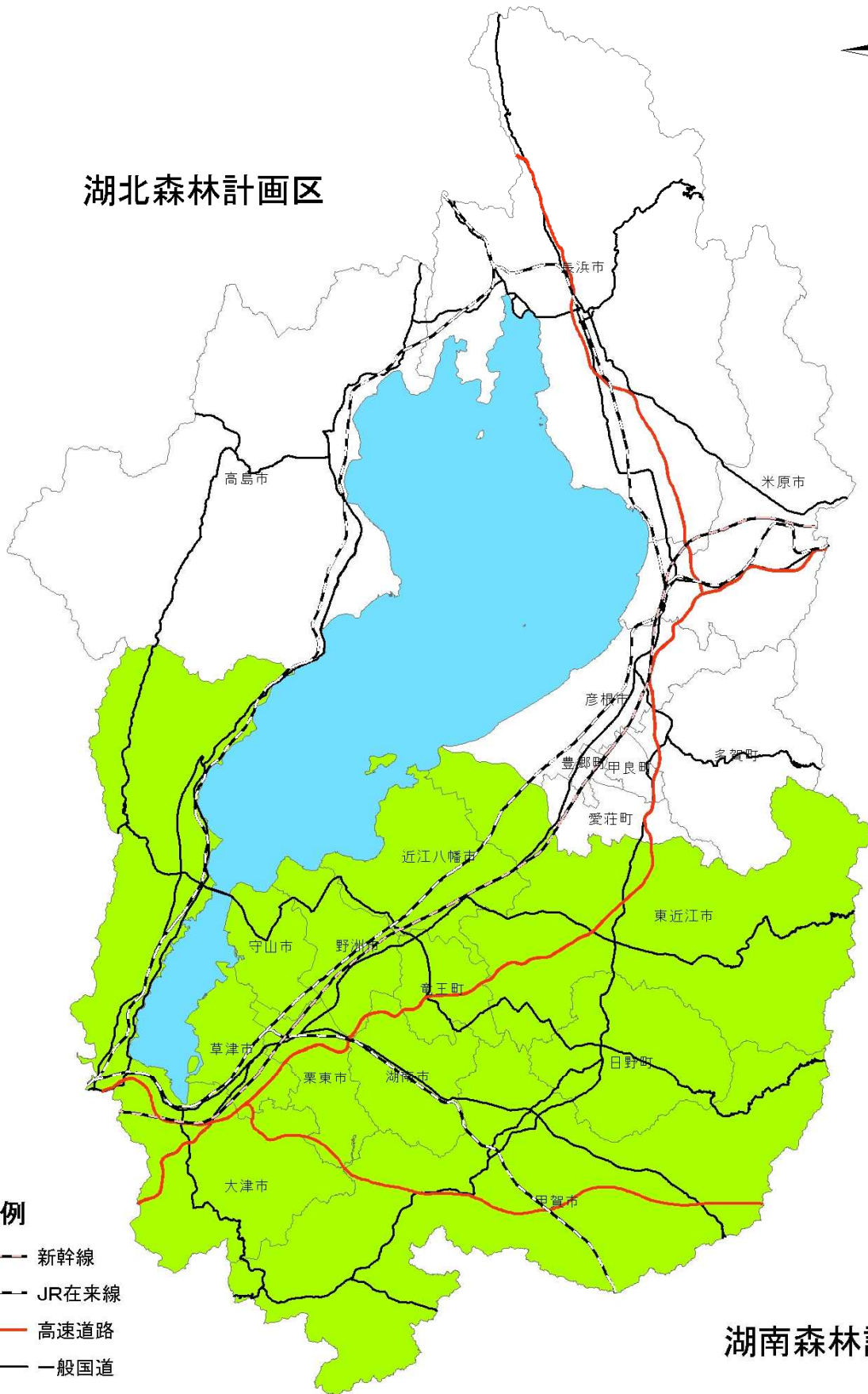
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 2 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



凡例

- 新幹線
- JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	4
(1)	前計画の実行結果	4
(2)	評価	4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	7
第1	計画の対象とする森林の区域	7
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	8
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の整備および保全の目標	8
(2)	森林の整備および保全の基本方針	9
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2	その他必要な事項	11
第3	森林の整備に関する事項	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	12
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	13
(3)	その他必要な事項	13
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する指針	14
(2)	天然更新に関する指針	15
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	17
(4)	その他必要な事項	17
3	間伐および保育に関する基本的な事項	18
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	18
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	18
(3)	その他必要な事項	19
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	23
(3)	その他必要な事項	23
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1)	林道（林業専用道含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	24
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	26
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	27
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	27
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法	27
(6)	その他必要な事項	27
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	28

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	28
(2) 森林管理制度の活用の促進に関する方針	28
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	28
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	29
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	29
(6) その他必要な事項	29
第4 森林の保全に関する事項	31
1 森林の土地の保全に関する事項	31
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	31
(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	32
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	32
(4) その他必要な事項	32
2 保安施設に関する事項	33
(1) 保安林の整備に関する方針	33
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	33
(3) 治山事業の実施に関する方針	33
(4) 特定保安林の整備に関する事項	33
(5) その他必要な事項	33
3 鳥獣害の防止に関する事項	34
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	34
(2) その他必要な事項	34
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	35
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	35
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	35
(3) 林野火災の予防の方針	35
(4) その他必要な事項	35
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	36
(1) 保健機能森林の区域の基準	36
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	36
第6 計画量等	38
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	38
2 間伐面積	38
3 人工造林および天然更新別の造林面積	38
4 林道の開設又は拡張に関する計画	39
5 保安林整備および治山事業に関する計画	42
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	42
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	44
(3) 実施すべき治山事業の数量	45
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	50
第7 その他必要な事項	51
1 保安林その他制限林の施業方法	51
2 その他必要な事項	51
別表 1 標準的な植栽本数	52
別表 2 間伐の標準的な方法	52
別表 3 間伐の低コスト施業の一例	53

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	54
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概況	57
(1) 市町別土地面積および森林面積	57
(2) 地況	58
(3) 土地利用の現況	59
(4) 産業別生産額	60
(5) 産業別就業者数	60
2 森林の現況	62
(1) 齢級別森林資源表	62
(2) 制限林普通林別森林資源表	68
(3) 市町別森林資源表	69
(4) 所有形態別森林資源表	70
(5) 制限林の種類別面積	72
(6) 樹種別材積表	74
(7) 特定保安林の指定状況	75
(8) 荒廃地等の面積	76
(9) 森林の被害	77
(10) 防火線等の整備状況	77
3 林業の動向	78
(1) 保有山林規模別林家数	78
(2) 森林経営計画の認定状況	79
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	79
(4) 森林組合および生産森林組合の現況	80
(5) 林業事業者等の現況	82
(6) 林業労働力の概況	83
(7) 林業機械化の概況	84
(8) 作業路網等整備の概況	84
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	85
(1) 森林より森林以外への異動	85
(2) 森林以外より森林への異動	85

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

滋賀県の森林は県土の約半分を占め、水源涵養機能をはじめ様々な公益的機能や木材等生産機能を発揮しており、琵琶湖の重要な水源であることから、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

しかし、林業が経済的に成り立ちにくくなっているため、林業従事者の減少や高齢化などを招いており、手入れ不足の森林が多くあり、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養や山地災害の防止、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。その一方で、国内の森林資源が充実し、国産材に対する需要や木材の再生可能な資源としての重要性が高まりを見せていることや、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての重要な役割等、森林の持つ公益的機能の発揮への期待も高まっている。このような期待に応えるため、以前にも増して森林整備、基盤整備、木材流通の効率化、保安施設整備、普及啓発活動の効果的、計画的な推進が求められている。

このようなことから、県民との協働により森林を健全な姿で次代へ引き継いでいくために「琵琶湖森林づくり条例」を施行し、条例の理念を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な枠組である「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、「琵琶湖森林づくり県民税」を活用した施策を展開している。

さらに、平成 28 年度に策定された「琵琶湖保全再生計画」および「しがの林業成長産業化アクションプラン」に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めている。

滋賀県には湖南および湖北の 2 森林計画区があり、このうち県南部を対象とする湖南森林計画区は、大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、蒲生郡（日野町、竜王町）の 9 市 1 郡の 11 市町を包括する 200,089ha の区域から構成され、森林率は 48% である。その内訳は地域森林計画対象民有林が 89,118ha、国有林が 7,177ha である。流域区分では、鈴鹿山系を源とする愛知川・日野川の上流地域、湖東平野部に点在する丘陵地帯、野洲川の上流地域、下流地域、信楽高原を源とする大戸川地域、比良山系を源とする比良川・安曇川の上流の一部地域、および比叡山等を京都府との境としている大津市域の 7 つの地域に区分される。

まず、本計画区の北東部に位置する愛知川・日野川上流を含む地域は、日本コバ（934m）、御池岳（1,247m）、竜ヶ岳（1,100m）、御在所岳（1,212m）、綿向山（1,110m）等鈴鹿山脈の主峰を源とする地域で、急峻な山々と細長い溪谷を形成しながら平野部へ展開している。地質は主として秩父古生層が主体で、一部花崗岩・石灰岩地帯となっている。交通は、国道 307 号、421 号を始め、県道等の整備により、東近江市、近江八幡市への利便性が図られている。また、当地域は永源寺、綿向神社等の

社寺仏閣、鈴鹿山系と愛知川溪谷の自然美、鎌掛のシャクナゲ等の歴史と恵まれた自然景観を観光資源として地域の活性化へつなげている。

次に、本計画区の東中央部は、布引山（261m）、鏡山（385m）、箕作山（374m）、織山（433m）、長命寺山（333m）等のなだらかな丘陵地帯が湖東平野に点在している地域である。地質は、布引山系が洪積層地帯、鏡山系が花崗岩地帯、箕作山系、織山系および長命寺山系が石英斑岩地帯、となっている。交通はJR琵琶湖線、近江鉄道、名神高速道路、国道8号、307号、421号および県道等の交通網の整備により、京阪神方面への利便性が図られている。また、観光面からは、安土城址、古墳等の史跡、希望ヶ丘文化公園、近江八幡国民休暇村等のレクリエーション施設があり、四季を通じて県内外から訪れる人が多い。

本計画区の東部に位置する野洲川上流（野洲川、田村川、杣川）地域は、御在所岳（1,212m）、仙ヶ岳（961m）等の鈴鹿山脈の高峰を源とする狭長な溪谷を形成しながら、平野部へつながっている。地質は古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。交通は、平成20年に新名神高速道路が開通し利便性が大幅に向上したほか、国道1号、307号、県道等が有機的に連結しており、交通網の整備が図られている。

また、本計画区の中央部に位置する野洲川下流地域は、鏡山（385m）、十二坊（406m）、飯道山（664m）および阿星山（693m）に代表される花崗岩地帯が大半を占め、一部古生層、洪積層が見られる。当該地域は、JR琵琶湖線、名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス、国道1号等交通の便が良好で、京阪神方面への通勤圏内にあり、住宅開発を中心とした市街地開発が著しい地域で、今後も都市化傾向は続き、工場・住宅地等への林地転用が増加するものと思われる。

本計画区の南東部に位置する大戸川地域は、なだらかな丘陵地帯である信楽高原を源とし、大半が花崗岩地帯で、信楽高原鉄道、国道307号を中心に交通網の整備が図られており、新名神高速道路の開通によって利便性が向上している。

本計画区の西部に位置する比良川・安曇川上流地域は、釈迦岳（1,061m）、武奈ヶ岳（1,214m）、蓬萊山（1,174m）等、比良山系の高峰を源とし、古生層、花崗岩地帯が大半であり、下流部に洪積地層帯が分布している。交通は、JR湖西線、国道161号、湖西道路を中心に、京阪神・北陸方面への交通の利便性が図られている。

本計画地区の南西部から南部に位置する大津市地域は、大比叡（比叡山）（848m）、千頭岳（602m）、太神山（600m）に代表される古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。京阪神経済圏に近く、交通の便にも恵まれていることから、住宅地等の開発が著しく、今後も都市化傾向が続き、都市的土地利用への林地転用が漸増するものと思われる。

森林・林業を中心に見ると、愛知川・日野川上流を含む地域では、適潤性森林褐色土が広範囲に分布しているが、一部風化花崗岩の残積性未熟土や砂礫の多い黄色土地帯があること、また、急峻な地形であることから人工林率は34%と県平均（44%）より低位にある。しかしながら、生産森林組合等による造林が積極的に進められており、湖東林業地帯が形成されつつある。人工林の齢級構成は、7齢級以下の若齢林が人工林全体の18%と県平均（16%）より若干多いため、引き続き必要な保育等を実施する。一方で8齢級から12齢級の利用期に達した人工林は人工林全体の60%を占めており、森林資源の有効利用や搬出間伐を推進すべき林分が多いこと

から、森林組合を中心とした施業集約化や搬出コストの削減に積極的な取組が期待される。特に、搬出コストの削減に必要な林道等の生産基盤の整備は、積極的な取組が行われているものの、林道密度は 4.1m/ha と県平均 (5.4m/ha) より低位にある。今後は、林道・作業道等の体系的な整備とともに、施業集約化や搬出コスト削減による利用間伐や保育等の森林施業を適正かつ計画的に推進していくことが課題であり、愛知川上流一帯のナラ、クヌギ等の有用広葉樹の保全と育成にも取り組む必要がある。

湖東平野部に点在する丘陵地帯は、地味が不良な乾性褐色森林土等が分布していることから、アカマツの天然林および広葉樹林が比較的多く、人工林率も 24% と低い。また、この地域では、交通網の発達等の社会的条件の変化にともなって土地開発が進んできており、森林は都市近郊林としての性質を呈している。

野洲川上流地域は、適潤性褐色森林土が広く分布し、地味が肥沃で降水量も多く、古くから森林に対する関心も高いため、スギ、ヒノキの造林が盛んで、特に甲賀市甲賀町を中心とした地域では、良質材として名高い甲賀ヒノキの生産が行われている。人工林率は 60% と高く、8 齢級から 12 齢級の人工林が人工林全体の 52% を占めていることから、施業集約化や搬出コストの削減などの森林資源の有効活用に向けた体系的な生産体制整備を図り、間伐材の高度利用に向けての体制整備を推進していく必要がある。

野洲川下流地域は、アカマツの天然林が比較的多く、森林の景観保持、都市近郊林としての生活環境の保全や教育的観点から整備育成を図るための施策が展開されている。

大戸川地域の丘陵地帯はスギ、ヒノキの人工造林が進んでおり、人工林率は 46% であるが、8 齢級から 12 齢級の人工林が人工林全体の 74% と県平均 (60%) を大きく上回っていることから、施業集約化等による森林資源の有効活用が期待される。一方で生産基盤である林道密度は 4.9m/ha と県平均より低位であり、また、ゴルフ場等の開発により、林地転用が著しい時期があったことから林業経営意欲も低調である。しかしながら、同流域上流の甲賀市信楽町においては、基盤整備の充実や森林組合の円柱製品加工施設の設置により間伐材の有効利用に取り組んでおり、地域材の積極的な活用が進められている。

比良川・安曇川上流地域のうち安曇川上流地域は、地味が良好な適潤性褐色森林土が広く分布し、スギ、ヒノキの人工造林が進んでいる。人工林率は 48% で、森林組合による受託施業が盛んに実施されているが、8 齢級から 12 齢級の人工林は人工林全体の 72% を占めており、今後は施業集約化や搬出コストの削減による利用間伐等も進める必要がある。一方、比良川上流地域では、地味が不良な風化花崗岩による未熟土が大半を占めていることから、アカマツの天然林および広葉樹林が主体であり人工林率は 29% と低い。

大津市地域は、地味も良好で、スギ、ヒノキの人工造林が進んでおり、人工林率も 42% とほぼ県平均と同じである。ただ、当該地域では、昨今の都市化の著しい進展に伴う林地の転用が多く、都市近郊林としての色合いが濃くなってきている。このことから、今後は、従来からの素材生産、林産物の生産に取り組むほかに生活環境の保全や教育的観点等から、森林の保全を基本としつつ、身近な緑とのふれあいの場の提供への取組を進める。

また、計画区内で資源的な充実を迎えている甲賀市および湖南市内、安曇川上流

並びに比叡山などの地域と、住宅等の木材消費が大きい都市部とを連携させ、民間事業者等との協働による「地域材での家づくり」や公共施設の木造・木質化を進める。

2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成25～29年度）に対応する計画量および実行量（ただし、平成29年度は見込み量）を以下の表に記載した。

		計画量	実行量	実行率(%)	
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	105,000	58,000	55%
		広葉樹(m3)	19,000	28,000	147%
	間伐	針葉樹(m3)	283,000	341,000	120%
		広葉樹(m3)	—	—	—
間伐面積(ha)		6,890	3,510	51%	
造林面積	人工造林(ha)	443	155	35%	
	天然更新(ha)	199	280	141%	
林道	開設(km)	8.1	0.0	0%	
	改良(km)	15.3	0.4	3%	
	舗装(km)	7.1	0.9	13%	
保安林指定	水源の涵養 ^{かん} (ha)	412	806	196%	
	災害の防備(ha)	170	218	128%	
	保健・風致の保存等(ha)	140	0	0%	
治山事業(箇所)		134	75	56%	

(2) 評価

伐採材積では、チップ用材での需要が増加していることから広葉樹の主伐で実行量が計画量を大幅に上回った。間伐面積は計画量には届かなかったが、利用間伐の増加に伴い、単位当たりの間伐材積が増えたことから伐採材積は計画量を上回った。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は増加している。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、本県は琵琶湖を抱えており水源涵養機能^{かん}の確保を最優先に取り組んだことから、水源涵養^{かん}の実行量は計画量を大幅に上回る一方で、保健・風致の保存等では指定が無かった。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖南森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっており、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林整備および保全の基本方針を示し、森林の有する各機能毎に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林施業の考え方を示して、森林の区分に応じた適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材生産流通体制を整備し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の

促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分		面 積	備 考	
総 数		89,118	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市	22,057		
	近江八幡市	1,251		
	草 津 市	212		
	町	守 山 市		22
		栗 東 市		1,881
	別	甲 賀 市		30,392
		野 洲 市		1,014
		内		湖 南 市
	東 近 江 市			21,163
	訳	日 野 町		6,107
竜 王 町		1,362		

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	36,828	35,970
	育成複層林	1,386	1,939
	天然生林	47,708	47,348
森林蓄積		183	194

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P8）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P38）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P14）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するにあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐

採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）で実施するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クスギ	その他 広葉樹
湖南森林計画区	40	45	40	50	15	20

(3) その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ス ギ	一般建築材	中 仕 立	26 cm	60年
	柱 材	中 仕 立	20 cm	45年
ヒ ノ キ	心持柱材	中 仕 立	20 cm	45年
	造作材	中 仕 立	34 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P9）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P39）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(a) 人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P52）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につながるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P52）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

(b) 人工造林の標準的な方法

(育成単層林)

①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

(a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

(c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね8,500本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、市町村森林整備計画において定めることとし、造林の方法は人工造林によるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P8）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」（P38）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P52）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P53）に示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの1.5倍以上または60～70cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育

成することとする。

⑤枝 打 ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

(3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P8)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P9)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を
なしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森
林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機
能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環
境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定める
ものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、
紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森
林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されてい
る森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、
国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史
跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能
の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・
文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとし
る。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特
に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進
すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する
機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P9)、別表4「伐採の方法を定め
る必要のある森林の指定基準」(P54)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森
林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+
10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化に
よる影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面
積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計
画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することが
できるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、
必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う
旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立
木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施
業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主
伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるように、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とし、特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第３の１（３）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（P13）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

（３）その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	252	449
うち林業専用道	1	1

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1(1)に定める「森林の整備および保全の目標」(P8)の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林

において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP29に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	100 ~ 250 m/ha	35 ~ 50 m/ha
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	75 ~ 200 m/ha	25 ~ 40 m/ha
	架線系 作業システム	25 ~ 75 m/ha	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 ~ 150 m/ha	15 ~ 25 m/ha
	架線系 作業システム	15 ~ 50 m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15 m/ha	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」(P26)を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1 / 2未満

基幹路網密度水準が1 / 2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項
該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化および雇用の安定化による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体および林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」(P26)を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェンソー ウィンチ付グラップル チェンソー ハーベスタ プロセッサ フォワーダ グラップル トラック ハーベスタ (トラック)
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェンソー スイングヤーダ チェンソー タワーヤーダ プロセッサ グラップル トラック

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用(高密度路網が整備できない場合)

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進する。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産

から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置並びに環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

- (2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養^{かん}、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分	面 積	留意すべき事項	備 考	
総 数	76,728	水源涵養 ^{かん} や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更に当たっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。	
市	大 津 市			18,540
	近江八幡市			945
町	草 津 市			104
	守 山 市			—
村	栗 東 市			1,553
	甲 賀 市			27,040
別	野 洲 市			899
	湖 南 市			3,425
内	東 近 江 市			19,051
	日 野 町			4,054
訳	竜 王 町			1,118

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法
 該当なし
- (4) その他必要な事項
 該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P8)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P8)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P45)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、^{かん} 県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	9 6 7	9 0 4	6 3	4 2 2	3 5 9	6 3	5 4 5	5 4 5	0
うち前半5年分	5 0 0	4 7 1	2 9	1 9 2	1 6 3	2 9	3 0 8	3 0 8	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分	間伐面積
総 数	1 2 , 4 7 8
うち前半5年分	7 , 6 3 7

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1 , 4 3 0	6 4 3
うち前半5年分	6 5 2	2 9 3

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
開設	自動車道	林業専用道	大 津 市	葛川西部	1.0	2,338	260,965	100,811			
				葛川東部	1.0	2,092	181,687	106,222			
				計	2.0	4,430	442,652	207,033			
			甲賀市 (旧土山町)	上ノ平	0.9	45	11,622	0	○		
				黒滝・山女原	0.8	42	15,763	0			
				笹路・中谷	0.7	16	2,500	0	○		
				平子東山	1.4	46	5,600	1,400	○		
				山女原長谷	0.9	18	3,000	0	○		
				(旧信楽町)	一の谷	1.2	42	6,469	995	○	
					蔵骨支線	0.7	85	12,255	367	○	
					上畑大谷	0.9	42	7,181	773	○	
					畑東側	0.7	21	3,624	179	○	
					黒谷北	0.7	28	23,142	365	○	
					市ノ谷	0.6	25	2,911	715		
					釜ヶ谷	0.9	33	4,057	462		
					下流谷	0.7	39	4,485	475		
				滝谷	0.6	37	3,661	493			
			計	11.7	519	106,270	6,224				
			東近江市 (旧湖東町)	秦川押立山	0.1	161	19,554	655			
				三ツ又	0.3	15	1,855	139			
				計	0.4	176	21,409	794			
				計			(352)	(41,933)	(2,669)		
			合 計					14.1	5,125	570,331	214,051

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
拡張	自動車道 (改良)		大 津 市			(2,541)	(322,547)	(69,694)				
				牧富川	0.8	761	91,414	34,097	○			
				明王谷	0.8	1,231	12,390	41,475				
				上田上逢坂	1.6	151	18,759	5,544				
				前谷	0.1	31	5,600	231	○			
				蔵野	0.5	93	8,073	2,283	○			
				鎌倉谷	0.5	378	47,700	24,565				
				花折峠	0.1	101	20,200	1,213	○			
				殿山	0.2	30	8,323	948	○			
				北出	0.1	72	2,590	600	○			
				南ヶ谷	0.1	33	3,476	1,128	○			
				石倉	0.1	38	3,627	0	○			
				柳谷	0.1	15	1,476	76	○			
				真岩	0.1	35	0	10,000	○			
			大小場	0.1	80	6,075	605	○				
			大久保	0.2	55	5,816	444	○				
			計	5	3,104	235,519	123,209					
			近江八幡市	織山	0.4	77	6,135	768	○			
				長命寺	0.1	10	1,692	59	○			
				計	0.5	87.0	7,827.0	827.0				
			栗 東 市	走井	2.7	125	11,080	1,270				
				平谷	1.0	52	2,604	610				
				岩坪	0.4	30	2,290	20				
				心行路	4.5	213	29,152	2,055	○			
				十九道	0.5	31	4,334	175				
				谷山	0.2	20	0	1,350	○			
				金勝	0.5	146	26,807	190	○			
				道々	0.1	92	12,941	179	○			
			計	9.8	709	89,208	5,849					
			野 洲 市 (旧野洲町)	希望ヶ丘	1.4	61	36	9,316				
				計	1.4	61	36	9,316				
			林業専用道		甲賀市 (旧土山町)	杓谷	0.8	71	19,613	0		
						白倉谷	0.5	1,227	114,165	33,280		
						多羅尾支線	1.0	39	5,071	1,315	○	
						計			(2,541)	(322,547)	(69,694)	
			牧富川	0.1	1,780	231,133	35,597	○				

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (改良)		(旧甲南町)	下 磯 尾	0.1	96	6,012	423	○		
				牧・杉谷	0.1	631	76,958	9,958	○		
				計	2.6	3,844	452,952	80,573			
			湖 南 市	三雲支線	0.1	20	3,447	185	○		
				ジリメキ	0.1	27	6,750	1,447	○		
				正福寺	0.1	48	4,217	3,453	○		
				阿星支線	0.1	43	8,066	859	○		
				計	0.4	138	22,480	5,944			
				(旧甲西町)							
			東 近 江 市 (旧八日市市)	延 命	0.3	91	10,853	145			
				(旧愛東町)	太 良 谷	0.3	193	15,939	1,947	○	
					横 根 谷	0.4	199	4,353	3,275		
			小 倉		0.1	91	7,636	865	○		
			(旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)			
				秦川押立山	0.4	161	19,554	655	○		
			(旧永源寺町)		(2,263)	(210,438)	(94,573)				
				御 池	2.0	1,864	170,601	89,459	○		
				茨 川	2.0	1,837	46,942	107,931	○		
				和 南	1.2	142	12,730	3,334			
				萱尾蓼畑	0.8	102	4,590	1,526			
				瀬 川	1.0	258	14,889	6,666	○		
				辺 谷	0.4	140	15,114	1,680	○		
				甲津畑原	2.7	91	13,163	1,049	○		
				杠 葉 尾	2.5	765	41,831	31,741			
				甲 津 畑	2.0	577	49,417	28,819	○		
				堂 の 後	0.1	462	19,226	8,009	○		
				岩 ケ 谷	0.5	1,602	33,740	47,621	○		
				計	16.7	8,575	480,578	334,722			
				日 野 町	杓子ヒミズ谷	1.8	135	13,404	8,024		
			水 木 谷		2.3	229	19,619	7,543			
			石 谷		2.0	62	6,332	515			
			東 山		1.0	81	10,868	1,034			
			三 峯		0.6	234	15,934	4,890			
			北 畑		0.6	140	23,641	5,511			
			奥 山		0.2	290	46,122	1,140			
			勝 手 谷		0.4	79	12,392	215			
千 本 野	0.4	92	13,250		613						
音 羽 谷	0.4	91	12,648		685						
宝 殿	1.6	141	13,348		1,270						
南 谷	0.2	44	4,384		481						
井 の 谷	0.4	42	5,854		328						
計	11.9	1,660	197,796		32,249						
合 計					48.8	18,178	1,486,396	592,689			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m³

開設 拡張 別	種 類 (区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
					面 積	材 積				
						針 葉 樹	広 葉 樹			
拡張	自動車道 (舗装)	大 津 市	牧 富 川	1.0	906	29,473	15,896	○		
			明 王 谷	1.0	1,231	12,390	41,475			
			鎌 倉 谷	1.5	378	47,700	24,565			
			北 出	3.0	72	2,590	600			
			平 皆 子 谷	1.0	515	17,593	25,907			
			中 村	1.0	389	14,198	20,121			
			大 宮 谷	1.0	231	53,370	320			
			平 子 谷	1.0	177	39,166	97			
			大 谷	0.5	37	1,988	628			
			大 小 場	0.3	80	6,075	605	○		
		計	11.3	4,016	224,543	130,214				
		栗 東 市	道 々	1.6	92	11,199	155			
			走 井	5.8	125	11,080	1,270			
			谷 山	0.5	20	0	1,350			
			岩 坪	0.8	30	2,290	20			
			岩 坪 支 線	0.3	10	1,692	59			
			計	9.0	277	26,261	2,854			
		湖 南 市 (旧甲西町)	ジリメキ	1.4	27	6,750	1,447	○		
			計	1.4	27	6,750	1,447			
			甲 賀 市 (旧甲南町) (旧土山町) (旧甲賀町)	上 磯 尾	1.7	86	5,476	1,064	○	
				下 磯 尾	1.2	96	6,012	423	○	
			奥 山	3.0	637	111,223	10,591			
			河 内	2.0	113	14,997	291			
			計	7.9	932	137,708	12,369			
		東 近 江 市 (旧永源寺町) (旧湖東町)	茨 川	1.1	1,837	46,942	107,931	○		
			堂 の 後	3.0	462	19,226	8,009			
			宮 ケ 谷	1.0	180	2,671	5,660			
						(352)	(41,933)	(2,669)		
			秦川押立山	0.2	161	19,554	655			
			南 谷	0.2	24	2,581	0			
			三 ツ 又	1.1	85	10,388	778			
		計	6.6	2,749	101,362	123,033				
	日 野 町	杓子ヒミズ谷	3.4	135	13,404	8,024				
		水 木 谷	2.6	229	19,619	7,543				
		東 谷	2.0	81	10,868	1,034				
		北 畑	2.5	140	23,641	5,511	○			
		勝 手 谷	1.0	79	12,392	215				
		計	11.5	664	79,924	22,327				
	合 計			47.7	8,665	576,548	292,244			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

開設・拡張別		延 長	路線数	
全 期	開 設	14.1	18	
	拡 張	改 良	48.8	56
		舗 装	47.7	31

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面積	うち前半	備考
		5年分	
総数 (実面積)	47,088	722	
水源涵養のための保安林	12,334	412	
災害防備のための保安林	25,193	170	
保健・風致の保存等のための保安林	9,561	140	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または解 除を必 要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	水源涵養 <small>かん</small> のための保安林	大 津 市	一 円	793	124	森林の持つ 公益的機能 を高度に発 揮させるた め	
		甲 賀 市		1,091	170		
		東 近 江 市		760	118		
		計		2,644	412		
	災害防備 のための保安林	大 津 市	一 円	69	48		
		甲 賀 市		391	66		
		野 洲 市		50	2		
		湖 南 市		8	8		
		東 近 江 市		260	46		
		計		1,392	170		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		湖 南 市		1	1		
		栗 東 市		1	1		
		竜 王 町		1	1		
		甲 賀 市		2	2		
		計		6	6		

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除別	種 類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定または解除を必要	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	大 津 市	一 円	328	38	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		近江八幡市		214	2		
		栗 東 市		224	3		
		甲 賀 市		94	52		
		野 洲 市		240	2		
		湖 南 市		278	6		
		東 近 江 市		403	36		
		計		2,177	140		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		計		1	1		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水 源 かん 涵 養	968	968	9,684	9,684	9,684
災害防備	1,715	1,715	17,149	17,149	17,149
保健・風致 の保存等	649	649	6,489	6,489	6,489

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等
該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行 地 区 数	う ち 前 半 5 年 分	
	代 表 的 地 名	林 班			
大 津 市	計		44	31	
旧大津市			37	25	
旧志賀町			7	6	
栗 東 市	計		11	11	
野 洲 市	計		4	2	
旧野洲町			4	2	
湖 南 市	計		15	12	
旧石部町			2	2	
旧甲西町			13	10	
甲 賀 市	計		64	51	
旧水口町			10	6	
旧土山町			16	13	
旧甲賀町			10	10	
旧甲南町			3	2	
旧信楽町			25	20	
近 江 八 幡 市	計		15	15	
旧近江八幡市			9	9	
旧安土町			6	6	
東 近 江 市	計		31	17	
旧八日市市			1	1	
旧永源寺町			21	11	
旧五個荘町			0	0	
旧能登川町			1	1	
旧愛東町			4	2	
旧湖東町			4	2	
日 野 町	計		12	6	
竜 王 町	計		1	1	
湖 南 地 域	森 林 計 画 区 合 計		197	146	

旧大津市	仰 木 町	2,3,7,8,9	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 南 庄 町	20,21,22	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 生 津 町	24,25,27	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 北 在 地 町	30	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 途 中 町	34,35	1	○	溪間工
旧大津市	伊 香 立 上 龍 華 町	41,42,43	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	59	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	60	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	66,67	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	葛 川 貫 井 町	112,113,114	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 木 戸 口 町	72,73	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 中 村 町	75,79,80,81,82	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	83	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	95	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	82,96	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧大津市	葛川坊村町	98,99	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛川町居町	100	1		溪間工 山腹工
旧大津市	葛川梅ノ木町	105,106	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	坂本本町	119,120	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	滋賀里1丁目	136	1	○	溪間工
旧大津市	園城寺町	153	1	○	溪間工
旧大津市	藤尾奥町	154,155	1	○	溪間工
旧大津市	膳所上別保町	159	1	○	山腹工
旧大津市	北大路3丁目	160	1	○	山腹工
旧大津市	国分2丁目	161	1	○	溪間工
旧大津市	石山寺辺町	163,164,166	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石山南郷町	168,169,171	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石山外畑町	172,173,174	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石山内畑町	176,177	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	田上森町	189,195,196	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大石富川町	228,229,230	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大石東町	242	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大石中町	243			
旧大津市	大石龍門町	245~248			
旧大津市	大石龍門町	251	1	○	山腹工
旧大津市	大石小田原町	258,262	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大石淀町	255,256	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大石曾束町	264~271	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	大鳥居町	314	1		森林整備等
旧志賀町	北小松	6	1	○	山腹工
旧志賀町	南小松	14,15,16,17,18	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	北比良	25,29,30,43,44	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	南比良	49,50	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	大物	51,52	1		溪間工
旧志賀町	木戸	68,69	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧志賀町	和邇北浜	91	1	○	溪間工 山腹工
栗東市	荒張	17,18,19	1	○	溪間工 森林整備等
栗東市	荒張	15,16	1	○	溪間工 森林整備等
栗東市	御園	6	1	○	山腹工
栗東市	東坂	6	1	○	山腹工
栗東市	東坂	7	1	○	溪間工
栗東市	六地藏	28	1	○	山腹工
栗東市	下戸山	23	1	○	山腹工
栗東市	下戸山	24	1	○	山腹工
栗東市	安養寺	25	1	○	溪間工 山腹工
栗東市	川辺	24	1	○	山腹工
栗東市	観音寺	8	1	○	溪間工 森林整備等
旧野洲町	小堤	8,11	1		森林整備等
旧野洲町	辻	7	1		森林整備等
旧野洲町	大篠原	11	1	○	山腹工
旧野洲町	入町	13	1	○	山腹工
旧石部町	東寺	12,13,14	1	○	森林整備等
旧石部町	石部	7,8,9	1	○	溪間工 山腹工

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在			治山事業		
	区 域		林班	施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名					
旧 甲 西 町	菩 提 寺		4	1	○	溪間工 山腹工
旧 甲 西 町	菩 提 寺		5	1	○	森林整備等
旧 甲 西 町	菩 提 寺		9	1	○	森林整備等 山腹工
旧 甲 西 町	菩 提 寺		11	1		森林整備等
旧 甲 西 町	正 福 寺		18,19,20	1		森林整備等
旧 甲 西 町		針	60,61	1	○	溪間工 森林整備等
旧 甲 西 町	平	松	61,62	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧 甲 西 町	夏	見	55,56,57,58	1	○	溪間工、山腹工
旧 甲 西 町	三	雲	38	1		溪間工 山腹工
旧 甲 西 町	三	雲	39,40,41,42,43,44	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧 甲 西 町	三	雲	45,46	1	○	森林整備等
旧 甲 西 町	三	雲	50,51	1	○	森林整備等
旧 甲 西 町	三	雲	52,53,54	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧 水 口 町	下	山	18	1	○	森林整備等
旧 水 口 町	牛	飼	45,46,47,48,78,49	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等
旧 水 口 町	牛	飼	52	1	○	溪間工 森林整備等
旧 水 口 町	三 大 寺		53	1		溪間工 森林整備等
旧 水 口 町	三 大 寺		54	1		溪間工 森林整備等
旧 水 口 町	三 大 寺		55	1		溪間工 森林整備等
旧 水 口 町	三 大 寺		56	1		森林整備等
旧 水 口 町	高	山	57,58,59	1	○	溪間工、山腹工
旧 水 口 町	岩	坂	60	1	○	溪間工、山腹工
旧 水 口 町	山	上	44	1	○	溪間工、山腹工
旧 土 山 町	頓	宮	5	1	○	森林整備等
旧 土 山 町	黒	滝	50,51,52,53	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	黒	滝	60~66	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 土 山 町	山 女 原		79~82	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	笹	路	85,86	1		森林整備等
旧 土 山 町	大 河 原		111~130	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 土 山 町	大 河 原		131~156	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 土 山 町	瀬	音	11~17	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	青	土	19	1	○	溪間工
旧 土 山 町	鮎	河	159~164	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	165	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	166	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	167	1	○	森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	168,169	1	○	溪間工 森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	170	1		森林整備等
旧 土 山 町	鮎	河	171	1		溪間工 森林整備等
旧 甲 賀 町		神	29,35	1	○	溪間工 森林整備等
旧 甲 賀 町		神	31	1	○	山腹工 森林整備等
旧 甲 賀 町	櫟	野	40,42,43	1	○	溪間工、森林整備等
旧 甲 賀 町	櫟	野	35~44	1	○	溪間工、森林整備等
旧 甲 賀 町	櫟	野	45,46	1	○	森林整備等
旧 甲 賀 町	油	日	55	1	○	溪間工
旧 甲 賀 町	油	日	56,57	1	○	溪間工 森林整備等
旧 甲 賀 町	油	日	60	1	○	溪間工
旧 甲 賀 町	油	日	61	1	○	溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林 班			
旧甲賀町	油 日	63	1	○	森林整備等
旧甲南町	塩 野	43,44,46,47	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲南町	磯 尾	25	1		森林整備等
旧甲南町	杉 谷	31~35	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	宮 町	104~109	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	94,96,100	1		溪間工 森林整備等
旧信楽町	勅 旨	65,68	1	○	溪間工事 森林整備等
旧信楽町	長 野	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	長 野	61	1	○	森林整備等
旧信楽町	長 野	62,63	1	○	溪間工
旧信楽町	西	131	1	○	森林整備等
旧信楽町	柞 原	129,130	1	○	森林整備等
旧信楽町	中 野	124,125,126	1	○	溪間工,森林整備等
旧信楽町	神 山	57,58,59	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	87	1		溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	100,101,102	1	○	森林整備等
旧信楽町	牧	81,82	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	畑	4	1		森林整備等
旧信楽町	畑	30	1	○	森林整備等
旧信楽町	小 川	114,115,116	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	上 朝 宮	140	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	156	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	157	1		森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	158	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	159	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	160	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	161	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	164,165	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	183	1		溪間工 森林整備等
旧近江八幡市	北 之 庄 町	11	1	○	溪間工
旧近江八幡市	南 津 田 町	9	1	○	山腹工
旧近江八幡市	浄 土 寺 町	2	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江八幡市	新 巻 町	1	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	倉 橋 部 町	2	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	白 王 町	14	1	○	山腹工
旧近江八幡市	島 町	14,15	1	○	山腹工
旧近江八幡市	北 津 田 町	16	1	○	山腹工
旧近江八幡市	円 山 町	12	1	○	山腹工
旧安土町	上 豊 浦	4	1	○	山腹工 森林整備等
旧安土町	上 出	6	1	○	山腹工 森林整備等
旧安土町	石 寺	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧安土町	下 豊 浦	2	1	○	山腹工
旧安土町	東 老 蘇	3	1	○	山腹工
旧安土町	石 寺	2	1	○	山腹工
旧八日市市	小 脇	19	1	○	山腹工
旧永源寺町	君 ケ 畑	49, 58,64	1	○	溪間工
旧永源寺町	君 ケ 畑	68,70	1		溪間工
旧永源寺町	君 ケ 畑	65	1		溪間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林 班			
旧永源寺町	高 野	10	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野	7,9	1		溪間工
旧永源寺町	高 野	11	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高 野	12	1	○	溪間工
旧永源寺町	茨 川	91,92,93,94, 101,102,103,104, 105,106,110, 111,112,113	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉 尾	140	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	杠 葉 尾	161,162	1	○	溪間工
旧永源寺町	和 南	204	1		森林整備等
旧永源寺町	和 南	205	1	○	森林整備等、山腹工
旧永源寺町	甲 津 畑	245,246	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和 田	125,128	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄 和 田	127,128	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	黄 和 田	135	1	○	溪間工
旧永源寺町	政 所	116	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所	117	1		森林整備等
旧永源寺町	政 所	118	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所	119	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政 所	120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧能登川町	北 須 田	4	1	○	森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	15	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	16	1		森林整備等
旧愛東町	百 濟 寺	30,32,33,34,35,39	1	○	森林整備等
旧愛東町	平 尾	9,10	1	○	山腹工
旧湖東町	平 柳	6	1		森林整備等
旧湖東町	平 柳	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧湖東町	下 一 色	9,10	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖東町	下 一 色	13	1		森林整備等
日 野 町	原	23	1		溪間工
日 野 町	原	24	1		溪間工
日 野 町	原	25,26	1	○	溪間工 山腹工
日 野 町	小 野	33	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	西 明 寺	47	1	○	森林整備等
日 野 町	鎌 掛	86,87	1		森林整備等
日 野 町	鎌 掛	89	1	○	森林整備等
日 野 町	蔵 王	59	1		森林整備等
日 野 町	蔵 王	60	1		森林整備等
日 野 町	平 子	67,68	1		溪間工 森林整備等
日 野 町	北 畑	55,56	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	熊 野	65	1	○	溪間工 山腹工
竜 王 町	鏡	25,26	1	○	溪間工 山腹工

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分	施 業 方 法				
	伐 採 方 法			そ の 他	
	伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐		
市 町 別 内 訳	大 津 市	9,560	5,418	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草 津 市	55	9	—	
	守 山 市	—	5	—	
	栗 東 市	1,352	72	9	
	甲 賀 市	12,851	3,977	243	
	野 洲 市	474	407	—	
	湖 南 市	2,492	552	2	
	東 近 江 市	9,037	2,724	1,535	
	日 野 町	1,144	1,098	101	
	竜 王 町	799	171	—	
総 数	37,997	15,184	2,422		

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
ヒノキ	密仕立て	4,500本 / ha
	中仕立て	3,500本 / ha
	疎仕立て	2,500本 / ha
広葉樹		1,000本 / ha ～ 3,000本 / ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	15	20	30	40	60	70	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,500本/ha 程度の場合	25	30	40	55	70	80	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	20	35	60				間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	30	40	55	75			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐を行う場合に限る)。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none">a 標高の高い地域b 傾斜が急峻な地域c 谷密度の大きい地域d 起伏量の大きい地域e 溪床又は河川勾配の急な地域f 掌状型集水区域 <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none">a 年平均又は季節的降水量の多い地域b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林率 ②/①×100
			総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数		200,089	96,294	7,177	89,118	48
市 町 別 内 訳	大 津 市	46,451	25,041	2,984	22,057	54
	近江八幡市	17,745	1,933	682	1,251	11
	草 津 市	6,782	212	-	212	3
	守 山 市	5,574	22	-	22	0
	栗 東 市	5,269	2,325	444	1,881	44
	甲 賀 市	48,162	32,441	2,049	30,392	67
	野 洲 市	8,014	1,229	215	1,014	15
	湖 南 市	7,040	3,656	-	3,656	52
	東 近 江 市	38,837	21,843	680	21,163	56
	日 野 町	11,760	6,107	-	6,107	52
	竜 王 町	4,455	1,486	124	1,362	33

注：区域面積は平成29年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林の地域別の森林計画書（湖南森林計画区）による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況
ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 量 (cm)	主 風 の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
南 小 松	35.3	-5.0	14.9	2,030	-	西	
東 近 江	37.5	-5.6	14.9	1,588	-	北北西	
大 津	36.9	-3.1	15.5	1,703	-	南南東	
信 楽	34.8	-8.1	12.9	1,654	-	北	
土 山	35.4	-5.8	13.9	1,616	-	東南東	

注：滋賀県気象年報（彦根地方気象台）より、平成26年から平成30年の平均をとった。

イ 地 勢

当計画地は滋賀県南部に位置し、東部北部は多賀町、愛荘町、彦根市と接し、東部から南部にかけては鈴鹿山脈、中南部丘陵地帯を境に三重県西部と接している。また、南部から西部にかけては京都府南部と接し、西部北部については高島市と接している。

この地域は東部山岳地帯、中南部丘陵地帯および西部山岳地帯に大別される。

東部山岳地帯は鈴鹿山脈の中心をなし、鈴ヶ岳(1,130m)、御池岳(1,247m)、竜ヶ岳(1,100m)、御在所山(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の1,000mを越す高峰が立ち並び、30°内外の急峻な傾斜の山岳地帯を形成しており、愛知川、日野川、野洲川等の主要河川の源となっている。

これら河川は流下に伴い、中小河川を合流し、下流に肥沃な平野地帯を形成し琵琶湖に注いでいる。

中南部丘陵地帯は、甲賀市を中心に比較的緩やかな斜面で野洲川、大戸川等の流域を形成している。

西部山岳地帯は、武奈ヶ岳(1,214m)を主峰とする比良山系の主要部分を擁し、皆子山、大尾山、大比叡（比叡山）、如意が岳、千頭岳へと南北に連なる尾根にて京都府と接している。

比良山系と京都府境の尾根で挟まれている大津市葛川地区は安曇川上流域に属し、大津市西部は和邇川、真野川等小流域の河川が湖岸に接する連山から直接東下し琵琶湖に注いでおり、ともに急峻な地帯をなしている。

ウ 地質、土壌等

古生層は鈴鹿山脈山麓部の愛知川、日野川、野洲川上流域一帯、瀬田川西部、南部および安曇川上流域に広く分布しており、土壌は主としてBD型土壌（適潤性褐色森林土）で土質は良好で地味は肥沃である。

洪積層は日野川、野洲川中流域、和邇川、真野川流域に広く分布し土壌はおおむねBD-d型土壌であり、土質は良好であるが地味はやや肥沃度に乏しい。

洪積層は平地部、湖岸周辺に分布し、BD型土壌、BE型土壌（弱湿性褐色森林土）であり土壌深度は深く、肥沃度に富む土壌である。

花崗岩は鈴鹿山脈の山稜地帯、野洲川中流域、大戸川流域および比良山系東側斜面に分布しており、土壌はBB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	う ち 宅 地	
総 数	178	89	34	31	3	54	16	
市 町 別 内 訳	大 津 市	37	22	3	3	0	12	4
	近江八幡市	10	1	5	4	0	4	1
	草 津 市	4	0	2	1	0	3	2
	守 山 市	5	0	2	2	0	2	1
	栗 東 市	5	2	1	1	0	3	1
	甲 賀 市	48	30	6	5	1	12	2
	野 洲 市	6	1	2	2	0	3	1
	湖 南 市	7	4	1	1	0	3	1
	東 近 江 市	38	21	9	8	1	8	2
	日 野 町	12	6	3	2	0	3	1
	竜 王 町	4	1	1	1	0	2	0

注：平成29年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	63,716	415	394	9	12	29,752	33,348

注：滋賀県民経済計算年報（平成28年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	482,273	12,033	11,443	295	295	159,415	310,825	
市 町 別 内 訳	大津市	145,572	1,724	1,541	88	95	34,536	109,312
	近江八幡市	37,885	1,462	1,332	8	122	13,446	22,977
	草津市	61,172	892	866	4	22	19,498	40,782
	守山市	37,593	917	884	6	27	12,407	24,269
	栗東市	31,683	575	563	10	2	10,580	20,528
	甲賀市	44,756	1,782	1,694	85	3	18,074	24,900
	野洲市	23,729	861	848	4	9	8,554	14,314
	湖南市	26,345	394	380	14	-	11,663	14,288
	東近江市	55,779	2,412	2,346	53	13	22,910	30,457
	日野町	10,838	555	532	23	-	4,606	5,677
	竜王町	6,921	459	457	0	2	3,141	3,321

注：平成27年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		89,117.58	16,041,206	118,388	70.38	0	0	92.68	260	7	277.96	5,970	858		
立木地	総数	計	85,871.03	16,041,206	118,388	70.38	0	0	92.68	260	7	277.96	5,970	858	
		針	60,390.88	13,353,380	103,807	53.39	0	0	66.11	216	7	254.15	5,671	827	
		広	25,480.15	2,687,826	14,581	16.99	0	0	26.57	44	0	23.81	299	31	
	人工林	総数	計	37,813.50	9,075,087	95,170	69.69	0	0	92.13	259	7	271.79	5,785	838
			針	37,438.51	9,058,312	94,723	53.39	0	0	66.11	216	7	249.36	5,499	807
			広	374.99	16,775	447	16.30	0	0	26.02	43	0	22.43	286	31
		育成単層林	計	36,830.98	8,973,542	91,615	42.89	0	0	55.19	204	7	193.09	4,451	653
			針	36,600.50	8,961,304	91,355	31.67	0	0	43.76	181	7	183.36	4,324	641
			広	230.48	12,238	260	11.22	0	0	11.43	23	0	9.73	127	12
		育成複層林	計	982.52	101,545	3,555	26.80	0	0	36.94	55	0	78.70	1,334	185
			針	838.01	97,008	3,368	21.72	0	0	22.35	35	0	66.00	1,175	166
			広	144.51	4,537	187	5.08	0	0	14.59	20	0	12.70	159	19
	天然林	総数	計	413.09	65,418	222	0.00	0	0	0.00	0	0	0.99	15	1
			針	270.91	52,149	112	0.00	0	0	0.00	0	0	0.37	11	1
			広	142.18	13,269	110	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	413.09	65,418	222	0.00	0	0	0.00	0	0	0.99	15	1	
		針	270.91	52,149	112	0.00	0	0	0.00	0	0	0.37	11	1	
		広	142.18	13,269	110	0.00	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0	
天然生林	計	47,644.44	6,900,701	22,996	0.69	0	0	0.55	1	0	5.18	170	19		
	針	22,681.46	4,242,919	8,972	0.00	0	0	0.00	0	0	4.42	161	19		
	広	24,962.98	2,657,782	14,024	0.69	0	0	0.55	1	0	0.76	9	0		
竹林		781.54	156,496	0											
伐採跡地		0.96	0	0											
未立木地		1,454.24	0	0											
更新困難地		1,009.81	0	0											

注：令和元年度調査による

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		3,323.05	621,184	14,286	4,876.26	995,668	15,367	5,137.00	1,122,986	12,209	6,369.98	1,331,584	10,857		
立木地	総数	計	3,323.05	621,184	14,286	4,876.26	995,668	15,367	5,137.00	1,122,986	12,209	6,369.98	1,331,584	10,857	
		針	3,266.02	617,662	14,205	4,563.11	975,970	14,999	4,731.35	1,089,660	11,785	5,366.29	1,244,460	9,977	
		広	57.03	3,522	81	313.15	19,698	368	405.65	33,326	424	1,003.69	87,124	880	
	人工林	総数	計	3,267.46	616,783	14,187	4,525.90	968,819	14,928	4,587.87	1,066,668	11,581	4,347.81	1,075,932	9,143
			針	3,255.84	616,059	14,173	4,508.46	967,462	14,895	4,584.04	1,066,348	11,577	4,347.22	1,075,886	9,143
			広	11.62	724	14	17.44	1,357	33	3.83	320	4	0.59	46	0
		育成単層林	計	3,247.34	613,306	14,096	4,486.49	961,557	14,800	4,546.70	1,057,500	11,483	4,318.48	1,068,680	9,082
			針	3,235.72	612,582	14,082	4,469.05	960,200	14,767	4,542.99	1,057,189	11,479	4,318.00	1,068,644	9,082
			広	11.62	724	14	17.44	1,357	33	3.71	311	4	0.48	36	0
		育成複層林	計	20.12	3,477	91	39.41	7,262	128	41.17	9,168	98	29.33	7,252	61
			針	20.12	3,477	91	39.41	7,262	128	41.05	9,159	98	29.22	7,242	61
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.12	9	0	0.11	10	0
	天然林	総数	計	3.23	246	4	19.21	1,738	26	14.93	1,362	13	25.05	4,186	21
			針	0.41	54	0	5.73	912	8	2.35	389	3	22.47	3,970	19
			広	2.82	192	4	13.48	826	18	12.58	973	10	2.58	216	2
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
育成複層林		計	3.23	246	4	19.21	1,738	26	14.93	1,362	13	25.05	4,186	21	
		針	0.41	54	0	5.73	912	8	2.35	389	3	22.47	3,970	19	
		広	2.82	192	4	13.48	826	18	12.58	973	10	2.58	216	2	
天然生林	計	52.36	4,155	95	331.15	25,111	413	534.20	54,956	615	1,997.12	251,466	1,693		
	針	9.77	1,549	32	48.92	7,596	96	144.96	22,923	205	996.60	164,604	815		
	広	42.59	2,606	63	282.23	17,515	317	389.24	32,033	410	1,000.52	86,862	878		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和元年度調査による

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		4,211.78	795,779	1,978	3,416.87	634,902	842	3,473.78	636,081	258	3,333.75	637,337	22		
立木地	総数	計	4,211.78	795,779	1,978	3,416.87	634,902	842	3,473.78	636,081	258	3,333.75	637,337	22	
		針	2,310.06	576,061	1,978	1,844.92	448,458	842	1,717.90	426,032	258	1,892.83	467,204	22	
		広	1,901.72	219,718	0	1,571.95	186,444	0	1,755.88	210,049	0	1,440.92	170,133	0	
	人工林	総数	計	945.59	308,809	1,396	728.73	231,639	469	667.13	216,980	255	786.83	246,392	22
			針	945.35	308,780	1,396	725.64	231,351	469	665.66	216,805	255	786.42	246,339	22
			広	0.24	29	0	3.09	288	0	1.47	175	0	0.41	53	0
		育成単層林	計	934.54	305,890	1,383	720.99	229,977	467	661.55	215,479	253	775.91	243,084	22
			針	934.40	305,873	1,383	720.22	229,905	467	661.05	215,429	253	775.57	243,040	22
			広	0.14	17	0	0.77	72	0	0.50	50	0	0.34	44	0
		育成複層林	計	11.05	2,919	13	7.74	1,662	2	5.58	1,501	2	10.92	3,308	0
			針	10.95	2,907	13	5.42	1,446	2	4.61	1,376	2	10.85	3,299	0
			広	0.10	12	0	2.32	216	0	0.97	125	0	0.07	9	0
	天然林	総数	計	27.57	4,827	4	6.13	1,269	2	10.05	1,829	0	4.76	921	0
			針	24.83	4,515	4	5.88	1,243	2	7.14	1,495	0	4.00	841	0
			広	2.74	312	0	0.25	26	0	2.91	334	0	0.76	80	0
育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
育成複層林		計	27.57	4,827	4	6.13	1,269	2	10.05	1,829	0	4.76	921	0	
		針	24.83	4,515	4	5.88	1,243	2	7.14	1,495	0	4.00	841	0	
		広	2.74	312	0	0.25	26	0	2.91	334	0	0.76	80	0	
天然生林	計	3,238.62	482,143	578	2,682.01	401,994	371	2,796.60	417,272	3	2,542.16	390,024	0		
	針	1,339.88	262,766	578	1,113.40	215,864	371	1,045.10	207,732	3	1,102.41	220,024	0		
	広	1,898.74	219,377	0	1,568.61	186,130	0	1,751.50	209,540	0	1,439.75	170,000	0		
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和元年度調査による

(2)制限林普通林別森林資源表

湖南計画区

(単位)面積:ha、材積:立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量:1,000m³

区分	立木地											新 更 立 無 困 地													
	人			工			林			木			竹 林												
	総		数	育		成	層		林	天				然	林										
	針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹				針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹							
面積	89,118	85,871	60,391	25,480	37,814	37,439	375	36,831	36,601	230	983	838	145	48,058	22,952	25,105	413	271	142	47,644	22,681	24,963	782	1,455	1,010
材積	16,041	16,041	13,353	2,688	9,075	9,058	17	8,974	8,961	12	102	97	5	6,966	4,295	2,671	65	52	13	6,901	4,243	2,658	156	0	0
成長量	118	118	104	15	95	95	0	92	91	0	4	3	0	23	9	14	0	0	0	23	9	14	0	0	0
面積	29,174	27,836	21,018	6,818	12,206	12,144	61	11,971	11,930	42	234	214	20	15,630	8,874	6,756	43	29	14	15,588	8,845	6,743	630	620	88
材積	5,313	5,313	4,597	716	2,912	2,910	2	2,886	2,885	1	26	25	1	2,401	1,687	714	7	5	1	2,394	1,681	712	126	0	0
成長量	36	36	32	4	29	29	0	28	28	0	1	1	0	7	3	4	0	0	0	7	3	4	0	0	0
面積	59,944	58,035	39,373	18,663	25,608	25,294	314	24,860	24,671	189	748	624	125	32,427	14,078	18,349	370	242	129	32,057	13,836	18,220	152	835	922
材積	10,729	10,729	8,756	1,972	6,163	6,148	15	6,088	6,077	11	75	72	4	4,566	2,608	1,957	59	47	12	4,507	2,562	1,945	30	0	0
成長量	83	83	72	11	66	66	0	64	63	0	3	3	0	16	6	10	0	0	0	16	6	10	0	0	0

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区分	総数	立												竹林	更 新 因 地										
		人			工			木			地														
		数		材積	数		材積	数		材積	数		材積			数		材積							
		総	針葉樹		広葉樹	総		針葉樹	広葉樹		総	針葉樹				広葉樹	総		針葉樹	広葉樹					
総数	面積	89,118	60,391	25,480	37,814	37,439	375	36,831	36,601	230	983	838	145	48,058	22,952	25,105	413	271	142	47,644	22,681	24,963	782	1,455	1,010
	材積	16,041	13,353	2,688	9,075	9,058	17	8,974	8,961	12	102	97	5	6,966	4,295	2,671	65	52	13	6,901	4,243	2,658	156	0	0
大津市	面積	22,057	20,964	13,552	8,897	8,815	82	8,804	8,725	79	93	90	3	12,067	4,737	7,330	21	16	5	12,047	4,721	7,326	158	415	519
	材積	4,201	3,365	836	2,442	2,437	6	2,428	2,422	6	15	15	0	1,759	928	830	4	3	1	1,755	925	830	32	0	0
近江八幡市	面積	1,251	1,132	854	199	197	2	174	173	1	25	24	1	933	657	276	31	10	21	901	647	255	108	8	4
	材積	168	145	24	34	34	0	33	33	0	1	1	0	134	110	24	3	2	2	131	109	22	22	0	0
草津市	面積	212	194	174	13	12	1	13	12	1	0	0	0	181	162	19	0	0	0	181	162	19	13	5	0
	材積	29	29	28	2	2	0	2	2	0	0	0	0	27	26	2	0	0	0	27	26	2	3	0	0
守山市	面積	22	7	6	1	2	0	2	2	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	4	3	1	15	0	0
	材積	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0
栗東市	面積	1,881	1,780	1,644	869	856	13	821	818	3	48	39	10	911	788	123	55	47	8	856	741	115	33	54	14
	材積	360	360	347	13	176	0	173	173	0	3	3	0	184	171	12	10	9	1	174	162	12	7	0	0
甲賀市	面積	30,392	29,528	24,120	17,020	16,922	98	16,697	16,639	58	323	283	40	12,508	7,198	5,310	78	50	27	12,430	7,147	5,283	162	378	325
	材積	5,893	5,893	5,319	4,023	4,021	3	3,987	3,986	1	36	35	1	1,870	1,298	572	12	9	3	1,858	1,289	569	32	0	0
野洲市	面積	1,014	969	864	218	174	44	180	165	15	38	9	29	751	690	61	47	34	13	704	656	48	31	11	3
	材積	146	146	137	9	27	25	2	25	24	1	2	1	119	112	7	7	5	2	112	106	6	6	0	0
湖南市	面積	3,656	3,569	3,245	1,632	1,559	73	1,436	1,402	34	196	157	39	1,938	1,685	252	72	61	11	1,866	1,624	242	34	27	25
	材積	716	716	686	30	318	315	3	296	294	2	23	21	1	398	371	27	14	13	1	384	358	26	7	0
東近江市	面積	21,163	20,510	10,019	10,491	7,157	38	6,976	6,951	25	181	168	13	13,353	2,900	10,453	69	20	49	13,284	2,880	10,404	130	422	101
	材積	3,268	3,268	2,207	1,642	1,641	2	1,626	1,625	2	16	16	0	1,625	566	1,059	8	4	4	1,617	562	1,055	26	0	0
日野町	面積	6,107	5,893	4,689	1,701	1,688	13	1,624	1,621	4	77	67	10	4,192	3,001	1,191	40	32	8	4,152	2,969	1,183	75	125	13
	材積	1,068	1,068	937	393	393	0	387	387	0	6	6	0	675	544	131	7	6	1	668	538	130	15	0	0
竜王町	面積	1,362	1,324	1,224	100	104	93	11	103	92	11	1	0	1,220	1,132	89	1	1	0	1,220	1,131	89	24	10	4
	材積	189	189	182	7	15	15	0	15	15	0	0	0	174	167	7	0	0	0	174	167	7	5	0	0

注：令和五年産調査による。
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖南計画区

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区	分	総数	立木												竹	無立木	更新困難地				
			人工林						天然林												
			総数		数		数		育成		層		林					天然		林	
			針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数				針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹
総数	面積	89,118	60,391	25,480	37,814	37,439	375	25,105	413	271	142	47,644	22,681	24,963	782	1,455	1,010				
	材積	16,041	13,353	2,688	9,075	9,058	17	2,671	65	52	13	6,901	4,243	2,658	156	0	0				
都道府県有林	面積	2,646	2,032	498	1,450	1,397	53	636	57	46	11	1,023	589	434	21	42	52				
	材積	504	451	53	339	337	2	115	10	9	1	155	105	49	4	0	0				
市町村有林	面積	1,594	1,129	394	633	589	44	890	13	9	4	877	531	346	12	46	14				
	材積	260	222	38	131	129	2	93	2	2	0	126	91	35	2	0	0				
財産区有林	面積	1,388	919	383	761	759	2	540	6	4	3	534	156	378	2	20	64				
	材積	277	238	39	206	206	0	71	1	1	0	70	32	38	0	0	0				
私有林	面積	83,489	80,516	24,205	34,970	34,694	276	23,929	336	212	125	45,210	21,405	23,805	747	1,347	879				
	材積	15,000	12,441	2,558	8,399	8,387	12	4,055	52	41	11	6,549	4,014	2,535	150	0	0				

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖南計画区

区分	計画区計	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	
普通林	29,176.82 5,438,818	3,101.02 578,834	148.79 21,884	17.37 3,413	447.85 82,595	132.62 21,549	540.52 112,046	
水源かん養保安林	10,708.81 1,949,875	2,570.92 475,626	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	127.56 30,873	
土砂流出防備保安林	24,036.23 4,082,335	4,925.54 688,766	48.04 7,475	0.00 0	1,090.61 216,472	729.25 106,493	2,541.35 490,401	
土砂崩壊防備保安林	154.51 40,709	12.97 2,714	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	7.22 1,078	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 1,009	6.01 0	
	水害防備保安林	53.50 10,878	30.96 6,127	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	0.25 31	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.25 31	0.00 0	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	落石防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	17.74 4,226	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	332.91 46,060	100.66 9,651	6.46 937	0.00 0	17.33 3,815	1.89 243	0.00 0
	風致保安林	426.67 87,821	230.46 46,437	9.12 1,670	4.89 980	18.52 3,675	17.20 3,021	15.30 2,479
	小計	838.29 150,094	362.08 62,215	15.58 2,607	4.89 980	36.10 7,521	25.10 4,273	15.30 2,479
	保安施設地区	0.20 60	0.19 58	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
砂防指定地	4,480.75 892,605	1,534.70 364,949	0.00 0	0.00 0	106.11 19,328	78.68 12,280	199.45 39,376	
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
国定公園	特別保護地区	306.87 28,212	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第1種特別地域	1,488.08 191,321	310.23 81,983	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	第2種特別地域	2,158.54 300,124	459.41 91,307	0.00 0	0.00 0	0.00 716	0.00 0	
	第3種特別地域	6,199.64 1,054,427	2,701.01 464,181	0.00 0	0.00 0	0.30 17	0.00 0	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	75.62 10,486	75.62 10,486	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
県立自然公園	第1種特別地域	14.52 1,782	12.44 1,274	0.00 0	0.00 0	0.00 0	2.08 508	
	第2種特別地域	210.63 26,137	119.52 11,210	0.00 0	0.00 0	32.13 5,117	9.18 1,812	
	第3種特別地域	3,033.06 592,100	1,159.75 257,042	0.00 0	0.00 0	36.97 7,623	2.31 343	
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	普通地域	4,425.95 1,101,586	3,479.19 899,604	0.00 0	0.00 0	37.05 6,820	0.00 0	
	公園合計	17,912.91 3,306,175	8,317.17 1,817,087	0.00 0	0.00 0	74.32 14,460	38.70 6,176	221.55 45,847
鳥獣保護区	7.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
特別保護地区	1,303	0	0	0	0	0	0	
都市計画区	1,652.08	1,219.23	0.00	0.00	120.54	3.97	8.52	
域風致地区	309,500	239,479	0	0	24,977	588	1,791	
特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
史跡名勝天然記念物	16.26 2,495	5.11 793	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
急傾斜地崩壊危険区域	133.02 23,733	7.90 2,218	0.00 0	0.00 0	5.36 1,134	5.99 675	1.59 327	
都道府県自然環境保全地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
都道府県自然環境保全地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
その他	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
合計	89,117.58 16,197,702	22,056.83 4,232,739	212.41 31,966	22.26 4,393	1,880.89 366,487	1,014.31 152,034	3,655.84 723,140	

注：令和元年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

甲賀市	近江八幡市	日野町	竜王町	東近江市
12,574.03	251.35	3,764.40	321.75	7,877.12
2,558,444	40,554	595,224	46,869	1,377,406
3,050.45	0.18	343.08	0.00	4,616.62
664,524	34	81,594	0	697,224
9,713.46	558.83	1,720.55	786.60	1,922.00
1,715,522	79,217	351,728	113,644	312,617
139.51	1.29	0.00	0.00	0.74
37,657	218	0	0	120
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	1.21	0.00	0.00	0.00
0	69	0	0	0
22.54	0.00	0.00	0.00	0.00
4,751	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	17.74	0.00	0.00	0.00
0	4,226	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
15.71	16.40	52.53	30.58	91.35
2,124	1,289	11,118	4,528	12,355
58.88	26.91	8.26	7.94	29.19
14,051	5,205	1,889	1,376	7,038
97.13	62.26	60.79	38.52	120.54
20,926	10,789	13,007	5,904	19,393
0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
2	0	0	0	0
2,019.91	2.66	61.86	139.34	338.04
354,321	405	11,402	17,561	72,983
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	306.87
0	0	0	0	28,212
21.63	0.42	0.00	0.00	1,155.80
2,717	80	0	0	106,541
253.77	256.30	0.00	0.00	1,184.80
59,253	40,277	0	0	108,571
820.22	65.60	137.73	0.00	2,474.78
205,423	10,375	27,471	0	346,960
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
49.80	0.00	0.00	0.00	0.00
7,998	0	0	0	0
822.42	1.11	0.00	5.51	886.50
117,239	191	0	835	184,240
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
747.65	0.00	0.00	70.26	0.00
166,837	0	0	9,385	0
2,715.49	323.43	137.73	75.77	6,008.75
559,467	50,923	27,471	10,220	774,524
7.70	0.00	0.00	0.00	0.00
1,303	0	0	0	0
0.00	32.17	0.00	0.00	267.65
0	4,826	0	0	37,839
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
7.02	4.02	0.00	0.00	0.11
1,032	649	0	0	21
67.55	15.26	18.09	0.00	11.28
12,285	2,275	3,048	0	1,771
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
30,392.26	1,251.45	6,106.50	1,361.98	21,162.85
5,925,483	189,890	1,083,474	194,198	3,293,898

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	4,400	4,498	4,329	13	2,668	15,909
人工林	4,354	4,473	131	0	16	8,974
天然林	47	25	4,198	13	2,652	6,935

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
指定なし								

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 ha

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		103	3,545
市 町 別 内 訳	大 津 市	78	1,240
	近 江 八 幡 市	2	437
	草 津 市	1	1
	守 山 市	—	—
	栗 東 市	6	150
	甲 賀 市	6	1,429
	野 洲 市	1	106
	湖 南 市	4	182
	東 近 江 市	2	822
	日 野 町	2	256
	竜 王 町	1	44

※ 荒廃地は、平成25年度～平成30年度までの災害報告の合計

※ 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災はa)

種年	火			災			松くい虫			カシノナガキクイムシ			カモシカ			シカ			クマ			マ
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	
大津市	-	10	-	38	10	22	0	0	0	-	-	-	3	2	2	1	1	1	-	-	-	1
近江八幡市	-	-	-	24	22	55	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
草津市	-	-	-	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
守山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栗東市	-	-	-	24	6	6	0	0	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
甲賀市	56	91	-	95	68	130	1	0	0	0	0	1	27	23	27	-	-	-	-	-	-	-
野洲市	-	-	-	11	2	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湖南市	-	-	3	22	12	14	0	0	0	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-
東近江市	4	4	-	38	45	102	0	0	-	-	-	-	3	3	5	-	-	-	-	-	-	-
日野町	-	-	-	40	40	91	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竜王町	-	-	-	23	22	41	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総数	60	105	3	317	230	462	1	1	0	0	0	1	34	29	36	1	1	1	1	1	1	1

注1：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分		総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～ 20ha 未満	20～ 30ha 未満	30～ 50ha 未満	50ha 以上
総数		4,189	2,759	624	440	203	76	54	33
市 町 別 内 訳	大津市	833	481	141	101	60	18	19	13
	近江八幡市	74	50	9	8	2	2	-	3
	草津市	64	43	8	7	1	3	1	1
	守山市	16	8	3	4	-	1	-	0
	栗東市	123	83	17	15	5	2	-	1
	甲賀市	1,661	1,114	227	177	87	27	18	11
	野洲市	44	24	8	3	3	2	4	0
	湖南市	143	105	20	12	1	3	2	0
	東近江市	574	380	80	58	30	15	8	3
	日野町	569	400	99	50	14	3	2	1
	竜王町	88	71	12	5	-	-	-	0

注：2015年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区分	総数		公有林		私有林		備考	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
総数	105	7,850	8	591	97	7,259		
市町別内訳	大津市	7	506	1	79	6	427	
	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	
	草津市	—	—	—	—	—	—	
	守山市	—	—	—	—	—	—	
	栗東市	1	400	—	—	1	400	
	甲賀市	52	2,760	4	207	48	2,553	
	野洲市	—	—	—	—	—	—	
	湖南市	5	206	1	11	4	195	
	東近江市	33	3,418	2	294	31	3,124	
	日野町	7	560	—	—	7	560	
竜王町	—	—	—	—	—	—		

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：平成31年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別		組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考	
森 林 組 合	大 津 市	坂 本	15	1	1,032	1,046		
		滋 賀 南 部	1,264	12	73,877	10,926		
			草 津 市					
			守 山 市					
			栗 東 市					
	野 洲 市							
	甲 賀 市	滋 賀 中 央	6,319	37	138,658	35,856		
			湖 南 市					
			甲 賀 市					
			日 野 町	777	13	20,433	8,290	
東 近 江 市	東 近 江 市 永 源 寺	2,114	6	55,447	12,810			
	びわこ 東 部							
総 数			10,489	69	289,447	68,928		

注1：平成29年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀南部森林組合は、大津市の一部と、草津市、守山市、栗東市、野洲市を区域としており、総数を記載している。

注3：滋賀中央森林組合は、甲賀市、湖南市、日野町を区域としており、総数を記載している。

注4：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位 : 員 数 人、金 額 千 円、面 積 ha

市 町 別	組 合 名	組 合 員 数	常 勤 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 経 営 森 林 面 積	備 考	
生 産 森 林 組 合	大 津 市	向 在 地	47	0	1,054	35	
		生 津	37	0	3,212	95	
		伊 香 立 学 区	424	0	331	17	
		上 在 地	-	-	-	-	
		北 在 地	38	0	1,000	22	
		下 在 地	57	0	11	2	
		南 庄	112	0	3,341	111	
		上 龍 華	-	-	-	-	
		下 龍 華	-	-	-	-	
		龍 華	-	-	-	-	
		途 中	51	0	11	63	
		普 門	88	0	7,958	185	
		真 野 町 中 村	52	0	3,224	6	
		真 野 佐 川	30	0	3,930	8	
		上 仰 木 辻 下	285	0	99,388	127	
		逢 坂 山	279	0	91,323	127	
		雄 琴	121	0	77,440	10	
		大 鳥 居	-	-	-	-	
		里 町	132	0	61,248	409	
		南 比 良	123	0	28,044	488	
		堂 町	62	0	23,134	67	
		森 町	52	0	33,200	44	
		羽 栗	82	0	21,180	253	
		千 町	62	0	41,340	4	
	三 ヶ 山	202	0	19,140	68		
	枝	56	0	11,600	45		
	栗 原	74	0	31,080	152		
	外 畑 築	18	0	46,800	46		
	栗 東 市	上 豊 浦	67	0	2,835	35	
		下 豊 浦	255	0	9,758	41	
		常 楽 寺	78	0	14,599	16	
	甲 賀 市	金 勝 屋	515	0	406,397	489	
		蜂 屋	-	-	-	-	
		岩 坂	16	0	8,636	15	
		牛 飼	92	0	77,682	215	
		大 字 三 大 寺	236	0	17,099	60	
		泉	128	0	4,540	16	
		植 ・ 宇 田 共	96	0	47,319	187	
		市 場	28	0	11,032	5	
		油 日 ・ 上 野	338	0	89,908	138	
		葛 木	70	0	7,140	34	
		磯 尾	88	0	11,268	82	
楯 打 山		605	0	16,855	19		
黄 瀬		121	0	74,327	599		
小 川		109	0	28,760	48		
大 字 牧		125	0	12,663	113		
神 山		256	0	64,000	335		
野 洲 市		上 朝 宮	103	0	51,378	204	
	大 篠 原	170	0	34,170	159		
湖 南 市	小 堤	60	0	12,240	47		
	東 寺	46	0	31,460	76		
	西 寺	41	0	13,944	40		
	三 雲	200	0	49,200	427		
	正 福 寺	95	0	52,497	168		
	夏 見	77	0	35,360	91		
	平 松	56	0	61,712	110		
東 近 江 市	菩 提 寺	197	0	64,419	134		
	和 南	56	0	66,964	76		
	押 立 山	1,087	0	39,132	313		
	小 倉	88	0	8,272	72		
日 野 町	平 柳	109	0	37,848	57		
	綿 向	1,488	3	350,488	1,171		
	三 峯 山 南 山	303	0	25,755	256		
	鎌 掛	213	0	33,015	183		
日 野 町	西 明 寺	39	0	11,592	71		
	総 数	10,135	3	2,493,253	8,486		

注 : 平成29年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位：事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	大 津 市	2	-	13	10	
	近江八幡市	-	-	2	5	
	草 津 市	-	-	3	3	
	守 山 市	-	-	1	4	
	栗 東 市	-	-	7	4	
	甲 賀 市	3	1(1)	14	16	
	野 洲 市	-	1	1	3	
	湖 南 市	-	-	1	3	
	東 近 江 市	3	-	13	12	
	日 野 町	1	-	3	4	
	竜 王 町	-	-	1	2	
	総 数		9	2(1)	59	66

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数	男 女 計								
	計	1～29 日	30～59 日	60～99 日	100～149 日	150～199 日	200～249 日	250 日以上	
総 数	2,971	2,720	68	73	7	17	59	27	
市 町 別 内 訳	大 津 市	657	619	7	3	1	6	-	21
	近江八幡市	164	104	-	60	-	-	-	-
	草 津 市	0	X	X	X	X	X	X	X
	守 山 市	4	4	-	-	-	-	-	-
	栗 東 市	100	94	4	-	-	-	-	2
	甲 賀 市	1,034	961	16	7	3	1	43	3
	野 洲 市	74	73	1	-	-	-	-	-
	湖 南 市	490	490	-	-	-	-	-	-
	東 近 江 市	311	259	38	-	2	-	12	-
	日 野 町	137	116	2	3	1	10	4	1
竜 王 町	-	-	-	-	-	-	-	-	

注：2015年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
15	11	9	0	17	31
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤー ダ
26	0	1	1	2	2

注：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	大津市	101,590	4.61	市 町 別 内 訳	野洲市	8,483	8.36
	近江八幡市	—	—		湖南市	41,805	11.43
	草津市	—	—		東近江市	191,147	9.03
	守山市	—	—		日野町	88,304	14.44
	栗東市	32,182	17.09		竜王町	1,550	1.14
	甲賀市	389,480	12.81		総数	781,290	8.77

注1：平成30年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

（単位 h a）

市町名		異動区分	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
別内訳	大津市		-	0.63	0.08	0.5	1.35	2.56
	草津市		-	-	1.33	-	-	1.33
	守山市		-	-	-	-	-	-
	栗東市		-	0.21	1.3	-	0.65	2.16
	野洲市		-	-	-	-	-	-
	甲賀市		-	-	0.61	-	16.07	16.68
	湖南市		-	-	-	-	0.57	0.57
	近江八幡市		-	-	0.47	-	-	0.47
	東近江市		-	1.34	1.35	0.13	1.82	4.64
	日野町		-	-	0.23	-	8.34	8.57
	竜王町		-	-	0.77	-	-	0.77
総数			-	2.18	6.14	0.63	28.8	37.75

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和元年度に確定したものである。

（2）森林以外より森林への異動

（単位 h a）

市町名		異動区分	農用地	国有林	その他	合計
別内訳	大津市		-	-	-	-
	近江八幡市		-	-	-	-
	草津市		-	-	-	-
	守山市		-	-	-	-
	栗東市		-	-	-	-
	甲賀市		4.43	-	-	4.43
	野洲市		-	-	-	-
	湖南市		0.37	-	-	0.37
	東近江市		-	-	-	-
	日野町		0.47	-	-	0.47
	竜王町		-	-	-	-
総数			5.27	-	-	5.27

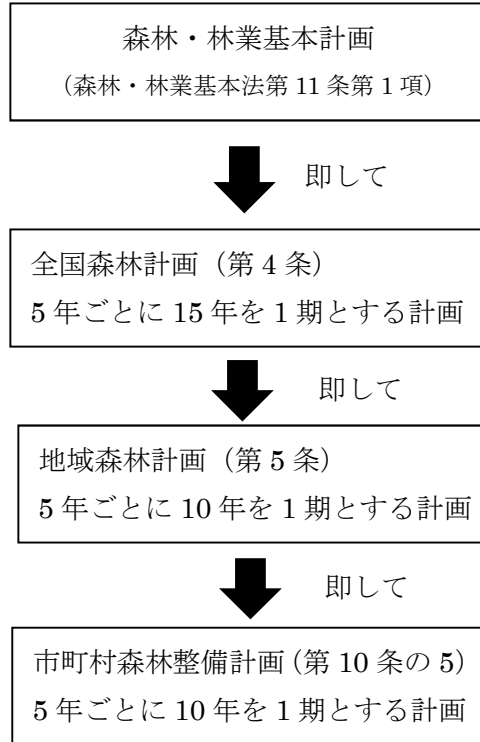
注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

刊行物名 湖南地域森林計画
令和元年12月変更
刊行年月 令和2年 1月
発行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3914 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

地域森林計画の概要

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 平成 29 年 4 月 26 日最終改正）

森林計画制度



森林法第 2 条で規定される森林

木竹が集団で生育している土地及びその土地の上にある立木竹。
木竹の集団的な生育が行われている土地。

民有林地域森林計画対象森林 (森林法第 5 条)

民有林かつ自然的、社会的条件等を考慮して森林として利用することが相当と認められる森林。

国有林の地域別森林計画対象森林 (森林法第 7 条)

森林管理局が管理経営する国有林かつ自然的、社会的条件等を考慮して森林として利用することが相当と認められる森林。

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

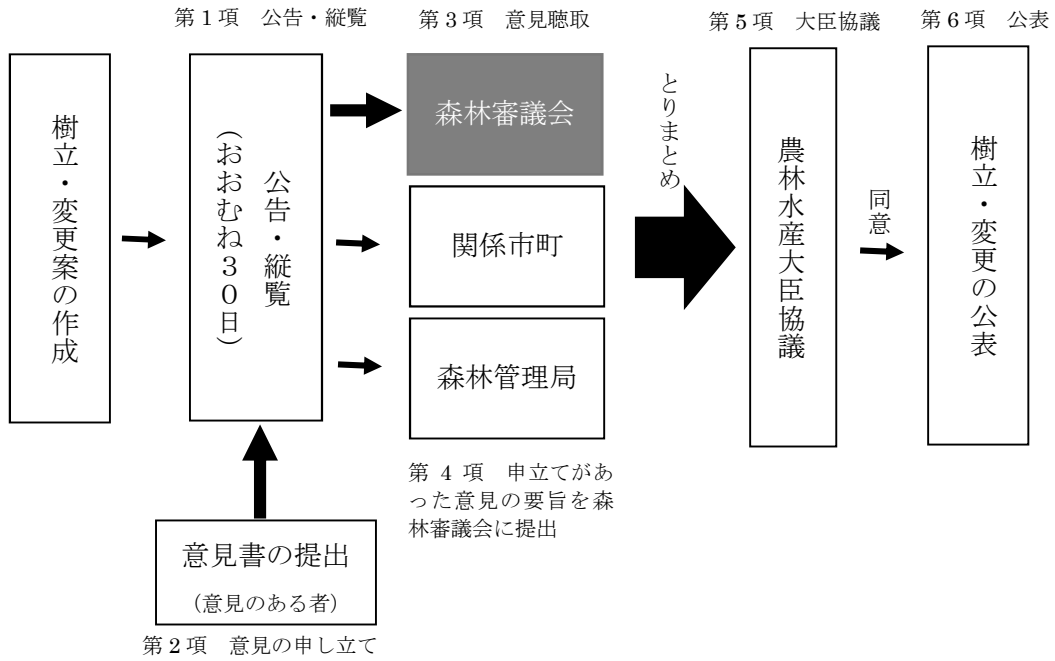
十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

森林法第6条（地域森林計画の縦覧等）



滋賀県水源森林地域保全条例

(目的)

第1条 この条例は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）第12条の規定の趣旨にのっとり、水源森林地域の保全に関し、県および土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源森林地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持および増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水源森林地域」とは、第6条第1項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、水源森林地域の区域内の土地の所有権または使用および収益を目的とする権利であつて規則で定めるもの（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、第5条第1項に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域の保全に関する施策を実施するものとする。

2 県は、水源森林地域の保全に関する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町に対し必要な情報の提供または助言を行うものとする。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地所有者等は、次条第1項に規定する基本方針にのっとり、水源森林地域における適正な土地利用に配慮するよう努めるとともに、県が実施する水源森林地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、水源森林地域の保全に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項
- (2) 水源森林地域の指定に関する基本的事項
- (3) その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(水源森林地域の指定)

第6条 知事は、基本方針にのっとり、水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定するこ

とができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、第1項の規定による指定をしようとする区域の保全の見地からの意見を有する者および当該区域内の土地の所有権等を有する者その他の利害関係人は、前項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、縦覧に供された指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があった場合において、当該意見書に口頭で意見を述べたい旨の記載があるときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨および当該指定の区域を告示しなければならない。
- 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、水源森林地域の区域の変更について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第7条 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転または設定をする契約（予約を含み、規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、その日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の氏名および住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
 - (2) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - (3) 土地売買等の契約に係る土地の所在および面積
 - (4) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別および内容
 - (5) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転または設定後における土地の利用目的
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。
- (1) 土地売買等の契約の当事者の一方または双方が国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体である場合
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行われる場合
 - (3) その他規則で定める場合

3 前条第1項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して30日を経過する日までの間に当該指定に係る水源森林地域の区域（水源森林地域の区域の変更の場合にあつては、当該変更により新たに水源森林地域となった区域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（関係市町長への通知等）

第8条 知事は、前条第1項または第4項の規定による届出があつたときは、その内容を関係市町の長に通知して、当該届出に係る土地の利用について、水源森林地域の保全の見地からの意見を求めるものとする。

（立入調査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7条第1項または第4項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、当該届出に係る土地に立ち入らせ、当該土地の利用が水源の涵養機能の維持に及ぼす影響を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導または助言）

第10条 知事は、届出者に対し、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の利用について、当該土地およびその周辺の土地（水源森林地域の区域内のものに限る。）における水源の涵養機能の維持を図るために、必要な指導または助言を行うことができる。

2 届出者は、前項の指導または助言を受けたときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る土地の所有権等の移転もしくは設定を受けようとする者または移転もしくは設定を受けた者に当該指導または助言の内容を伝達するものとする。

（勧告）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第7条第1項または第4項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(3) 正当な理由がなく、前条第1項の規定による指導に従わなかった者
(公表)

第12条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨および当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項または第4項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第14条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の過料を科する。

(市町条例との関係)

第15条 市町が水源の涵養機能^{かん}の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して、当該市町が条例を制定した場合であって、その条例の内容がこの条例の規定の趣旨に即したものであるときは、当該市町の区域においては、第6条から前条までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条から第14条までの規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 平成28年1月1日から同月30日までの間に、同月1日において現に第6条第1項の規定により指定されている水源森林地域の区域内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「その日の30日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。この場合において、同条第3項の規定は、適用しない。

水源森林地域の保全に関する基本方針

平成27年7月23日策定

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく水源森林地域の保全に関する基本方針を次のとおり定める。

1 水源森林地域における適正な土地利用に関する基本的事項

本県の森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、水源森林地域の保全は、土地所有者等、市町および県が適切な役割を担い協力することにより行われなければならない。

(1) 適正な土地利用の確保に向けた取組

県は、適正な土地利用の確保に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転等の情報を事前に把握するための届出制度を導入する。

ア 届出者への指導または助言

県は、届出をした者に対して適正な土地利用に関して配慮すべき事項や関係法令に基づく遵守事項などについて助言を行う。

また、森林の有する水源の涵養機能の維持に影響を及ぼす場合など必要に応じて、届出内容の見直し等について指導する。

届出者は、上記の指導または助言を受けた時は、その内容を新たな土地所有者等に文書等により確実に伝達するものとする。

イ 市町との連携

県は、上記の指導または助言を行うにあたっては、届出に係る土地が所在する市町、または届出に係る土地を水源としているなど影響があると想定される隣接の市町に通知して情報共有を図り、水源森林地域の保全の見地から意見を求めるものとする。

(2) 適正な土地利用に関して配慮すべき事項

土地所有者等は、森林の有する水源の涵養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることを認識し、水源森林地域における適正な土地利用に関して、関係法令に基づく適正な管理や必要な手続き等を行うとともに、以下の事項に配慮するよう努めるものとする。

ア 水源涵養機能の持続的な発揮

森林の有する水源の涵養機能の維持のために、水源森林地域を適切に整備し、保全を図ることに より、県民をはじめ下流域の人々が将来にわたって水源森林地域がもたらす水の恵みを享受することができるよう努める。

また、水源森林地域において森林施業を行う場合は、琵琶湖森林づくり条例の基本理念にのっとり水源涵養機能等の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりに努める。

イ 開発行為等による水源涵養機能への影響

水源森林地域において取水行為や開発行為などを行う場合は、下流域の水の確保など森林の有する水源の涵養機能の維持への影響ができるだけ小さくなるよう配慮するよう努める。

2 水源森林地域の指定に関する基本的事項

県は、条例第6条第1項の規定に基づき森林の有する水源の涵養機能の維持を図るために特に必要があると認める区域を下記の事項にのっとり水源森林地域に指定する。

(1) 水源森林地域指定の対象に関する事項

水源森林地域の指定にあたり、滋賀県の森林のすべてが重要な水源林であることを考慮するものとする。

水源森林地域指定の対象は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた県の地域森林計画の対象となっている民有林のうち地目が山林、原野または保安林であるものとする。

(2) 水源森林地域の区域の明示に関する事項

水源森林地域は平面図により明示し、この平面図を滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、滋賀県西部・南部森林整備事務所、滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所、滋賀県甲賀森林整備事務所、滋賀県中部森林整備事務所および滋賀県湖北森林整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

3 その他水源森林地域の保全に関し必要な事項

県は、水源森林地域の保全を図るため、琵琶湖森林づくり基本計画に基づく環境に配慮した森林づくり、県民の協働による森林づくりなどの施策を多様な主体との連携により推進するとともに、広く県民が水源である森林に対する理解と関心を深めるための普及啓発等を行う。

(1) 水源森林地域の保全のため施策の推進

ア 適切な森林施業の促進

森林が有する水源の涵養機能の維持・増進を図るため、琵琶湖森林づくり事業等を活用して、造林、保育等森林施業の適切な実施を促進する。

イ 森林の育成保全

森林法に基づく森林計画制度、保安林制度、林地開発制度を適切に運用するとともに、治山事業による森林整備を進め、水源涵養機能の確保を図る。

ウ 水源林保全巡視員の配置

水源林保全巡視員を配置し、巡視を強化することで、森林の状態を的確に把握し、水源森林地域の永続的な保全を図る。

(2) 水源森林地域の保全に関する理解の促進

ア 水源森林地域の保全に関する普及啓発

水源森林地域の保全について広く森林所有者や県民等に協力・理解を得るために、市町との連携・協力により、その保全の重要性に関する普及啓発活動等を行うこととする。

イ 水源林の価値の発信

森林所有者や県民、広く下流域の人々に水源である森林からの恩恵について認識してもらい、健全な姿で次代に引き継ぐ意識を醸成することが重要であり、森林の価値を情報発信することにより、県民や下流域の受益者にも森林づくりに関する施策について協力を得られるよう努める。

森林法（抜粋）（昭和26年6月26日法律第249号 平成29年4月26日最終改正）

（地域森林計画の案の縦覧等）

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

滋賀県水源森林保全条例（抜粋）

（水源森林地域の指定）

第6条 知事は、基本方針にのっとり、水源の涵かん養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域を水源森林地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県森林審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。